

第2期
大分市
バリアフリー
基本構想
【鶴崎駅周辺地区】



大分市

令和7年4月

目 次

 第1章 計画策定の背景と目的	1
1. 背景と目的.....	2
2. 計画の位置付け.....	3
3. 計画期間.....	4
4. 基本構想の推進体制.....	5
 第2章 バリアフリーマスタープランにおける前提条件の整理	7
1. 基本方針.....	8
1-1. 基本的な考え方.....	8
1-2. 基本理念.....	9
1-3. 基本方針.....	10
2. 重点整備地区の設定.....	12
2-1. 移動等円滑化促進地区の選定.....	12
2-2. 重点整備地区の選定.....	14
3. 鶴崎駅周辺地区における生活関連施設及び生活関連経路の設定.....	20
3-1. 生活関連施設の選定.....	20
3-2. 生活関連経路の選定.....	22
 第3章 鶴崎駅周辺地区におけるバリアフリーの現状と課題	25
1. 鶴崎駅周辺地区におけるまちづくりの動き.....	26
1-1. 基本構想における事業成果.....	26
1-2. 鶴崎駅周辺におけるまちづくり.....	28
2. 鶴崎駅周辺地区のバリアフリーに関する課題（取組方策）の整理.....	30
2-1. マスタープランにおけるバリアフリー化に向けた課題（取組方策）.....	30
2-2. まち歩き点検・意見交換会.....	32
2-3. バリアフリーに関する課題（取組方策）の整理.....	36
3. 鶴崎駅周辺地区の概括.....	38



第4章 鶴崎駅周辺地区における

バリアフリー化の推進にむけたハード面での取組……39

1. バリアフリーの整備方針……40
 - 1-1. 生活関連経路……41
 - 1-2. 公園（生活関連施設）……49
 - 1-3. 生活関連施設（公園以外）……53
 - 1-4. 公共交通に関する移動等円滑化（路線バス）……54
2. 鶴崎駅周辺地区におけるバリアフリー事業の内容……59
 - 2-1. 公共交通（バス）のバリアフリー化……59
 - 2-2. 道路のバリアフリー化に関する事業……60
 - 2-3. 都市公園のバリアフリー化に関する事業……62
 - 2-4. 建築物・駐車場のバリアフリー化に関する事業……62
 - 2-5. 交通安全のバリアフリー化に関する事業……62



第5章 鶴崎駅周辺地区における

バリアフリー化の推進にむけたソフト面での取組……63

1. 心のバリアフリー……64
 - 1-1. 心のバリアフリーに関する課題（取組方策）……64
 - 1-2. 心のバリアフリー事業の内容……65

資料編（バリアフリーまち歩き点検・意見交換会開催記録）……73

1. バリアフリーまち歩き点検・意見交換会の概要……74
2. バリアフリーに対する意見のまとめ……78
3. バリアフリーまち歩き点検・意見交換会の様子……87



第1章 計画策定の背景と目的



1. 背景と目的

本市は、高齢者や障がいのある人などの公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図るため、2004（平成16）年3月に「大分駅を中心とする交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

その後、法制度の見直しや少子高齢化社会の到来、ユニバーサルデザインの考え方の導入などを受けて、2014（平成26）年3月に「大分市バリアフリー基本構想（以下「旧基本構想」という。）」を策定し、高齢者や障がいのある人を含むすべての人が安全・安心に回遊できる、人にやさしいまちづくりを推進してきました。

2018（平成30）年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正バリアフリー法」という。）において、新たにマスタープラン制度が創設され、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化が必要とされています。また、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区や高齢者や障がいのある人などが利用する施設が集積した地区において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、交通安全等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進し、高齢者への対応や障がいのある人の社会進出等を促進することが求められています。

本市では、2020（令和2）年4月に改正バリアフリー法に基づき、「だれもが自由にどこへでも豊かさあふれる大分市」を基本理念に掲げた、「大分市バリアフリーマスタープラン」と、大分駅周辺地区と鶴崎駅周辺地区において「大分市バリアフリー基本構想」を策定し、地区で展開されるまちづくり事業と連携して、ハード・ソフトの両面から、バリアフリー化に向けた取組を継続的に進めてきました。

現在、わが国は急速な高齢化が進行し、超高齢社会を迎えている中、本市における総人口は今後減少傾向に転じることが見込まれ、高齢化はますます進行していく傾向にあります。

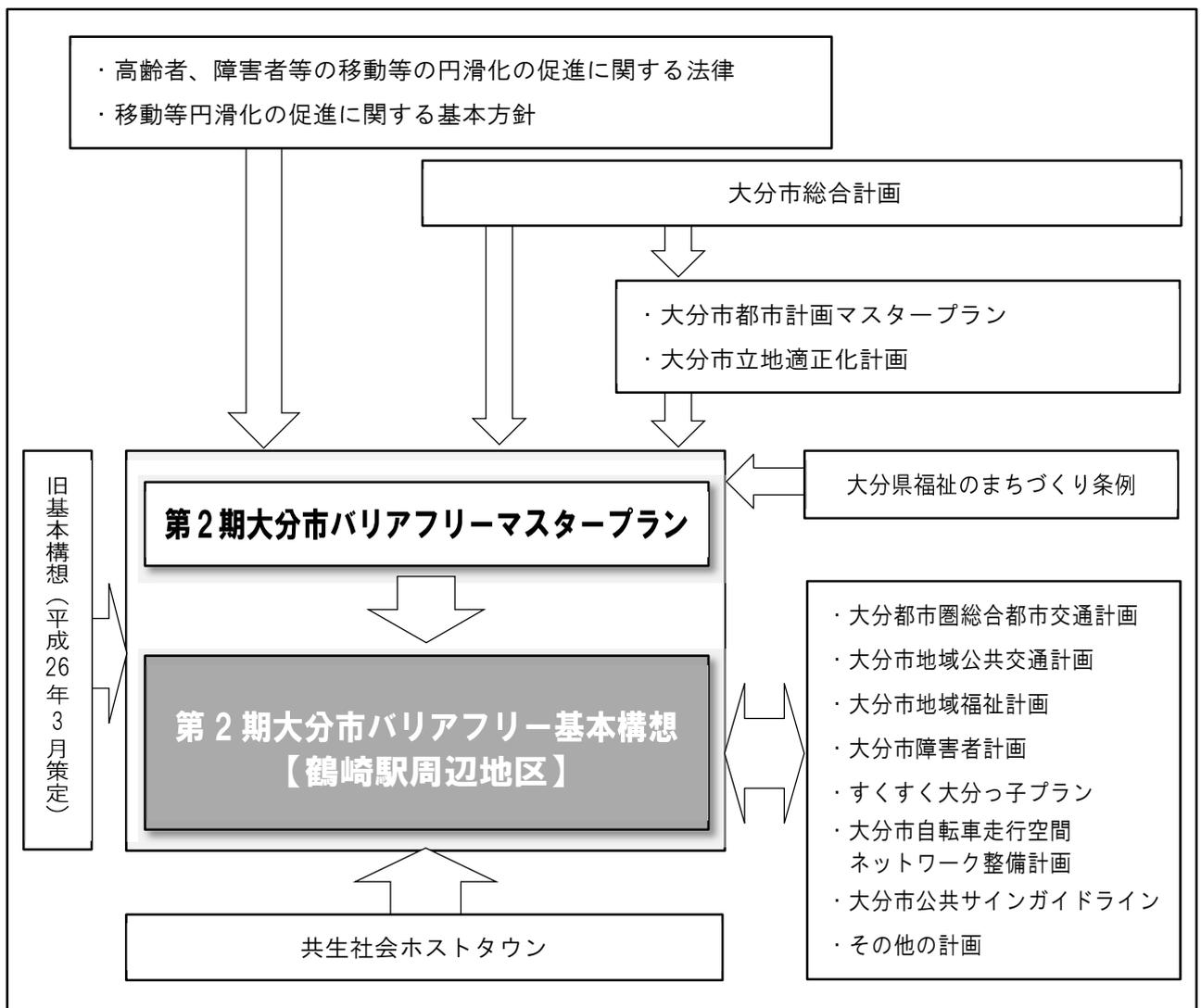
鶴崎駅周辺地区は、鶴崎市民行政センターや鶴崎公民館等の公共施設が集約していることや、地区でさまざまなまちづくり事業が展開されることから、バリアフリー化の必要性の高い地区として、「第2期大分市バリアフリー基本構想【鶴崎駅周辺地区】」として改訂を行い、高齢者や障がいのある人を含むすべての人に利用しやすい都市の基盤整備、そして人にやさしいまちづくりを引き続き目指します。

2. 計画の位置付け

第2期大分市バリアフリー基本構想【鶴崎駅周辺地区】は、第2期大分市バリアフリーマスタープランにおける、面的・一体的なバリアフリー化の方針に基づいて2025(令和7)年に策定しました。

また、市のまちづくりに関する施策や事業と連携して、バリアフリーのまちづくりの実現に向けた事業計画を講じるものとしています。

表 - 大分市バリアフリー基本構想【鶴崎駅周辺地区】の位置付け





3. 計画期間

第2期大分市バリアフリー基本構想【鶴崎駅周辺地区】の計画期間は、施策の進捗状況のフォローアップを毎年実施するものとし、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、5年を目途に見直しを行うものとし、計画の期間について、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。

年度	2025 令和7	2026 令和8	2027 令和9	2028 令和10	2029 令和11
第2期 大分市バリアフリー 基本構想 【鶴崎駅周辺地区】	計画期間				
					見直し 予定

図 - 計画期間

4. 基本構想の推進体制

今後、各施設管理者等がバリアフリーマスタープランに基づいた取組を推進していくために、定期的に事業の実施について進捗を検証し、見直し、改善します。

また、一体的で連続性のあるバリアフリー化を進めていくためには、関係者の連携が重要であることから、市民・事業者・行政が連携し、大分市バリアフリー事務局が市内体制の構築を図りながら、それぞれの役割に立ってバリアフリー化を進められるよう「大分市バリアフリーマスタープラン推進協議会」と相互に連携を図ります。

推進協議会では、基本構想に定める整備目標等の進捗確認や、面的・一体的なバリアフリー化に向けての情報交換・連絡調整を行います。また、こうした内容について、住民参加の場を提供し、広く市民との情報提供に努め、住民参加と意見の反映を促進します。

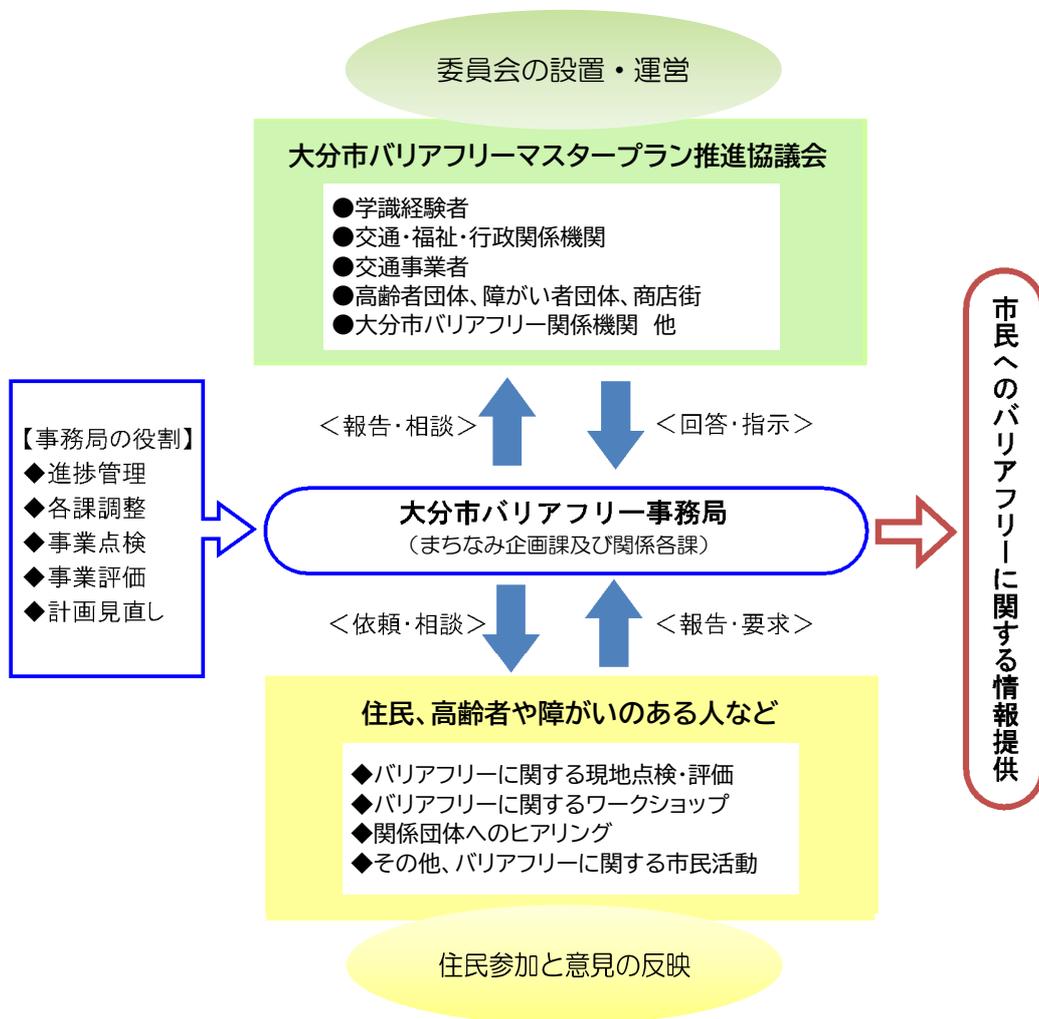


図 - バリアフリー推進体制のイメージ





第2章 バリアフリーマスタープランにおける 前提条件の整理



1. 基本方針

1-1. 基本的な考え方

旧基本構想では、高齢者や障がいのある人を含むすべての人が安全・安心に回遊できる、人にやさしいまちづくりを目的としています。このことは、障がいのある人が社会生活をしていく上で障がい（バリア）となるものを除去する考えのもと、障がいの有無、年齢・性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい都市の基盤整備や生活環境をデザイン（ユニバーサルデザイン）する姿勢に相通じます。外国人との交流についても、観光客の増加や留学生の受け入れ等による傾向を踏まえ、ユニバーサルデザインによる対応が求められます。

このような考え方について、高齢者や障がいのある人を含むすべての人を対象とするバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを目指すものとします。

そして、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の改正により、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を目指し、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組を強化するために、バリアフリーマスタープランの作成やバリアフリー基本構想の策定の促進等、提起しています。

《高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第一条の二》

（基本理念）

この法律に基づく措置は、高齢者や障がいのある人などにとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障がいの有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

本市は、大分市総合計画において、「誰もが“幸せ”を実感できるまち OITA」の実現に向け、障がいのある人が安全で快適に移動することのできる総合的な交通対策を推進するために、ハード面・ソフト面のバリアフリー化を掲げています。また、大分市地域福祉計画において、「支え合って共に生きる ひとが主役のまちづくり」を基本理念としています。

これらのことを踏まえ、今後も市全域において、地域特性や社会情勢の変化などを考慮して、市民の意見を反映する住民参加を促進し、市民、事業者、行政との連携によるバリアフリー化に取り組みます。

1-2. 基本理念

障がいの有無や年齢にかかわらず、安心して生活ができるようにバリアフリーへの人々の理解がさらに深まり、まちの環境整備が進むことで、バリアフリーのまちづくりが本市全体に広がっていく、そのようなイメージが伝わる表現として、次のような基本理念を設定しています。

基本理念

だれもが自由にどこへでも豊かさあふれる大分市

○だれもが自由にどこへでも

歩行空間や公共交通機関、公共施設をはじめとするハード施設の整備とともに、心のバリアフリーの取組を推進することで、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、誰もが安全で安心して、円滑に行きたい場所へ自由に移動することができる生活環境を目指します。

○豊かさあふれる大分市

誰もが円滑に移動することができるためのハード面のバリアフリー、及びソフト面のバリアフリーの推進により、結果として得られるのは生活圏域の拡大です。これに伴い、多くの文化的・社会的活動への参加へ結びつけることができ、共生社会を実現します。



1-3. 基本方針

基本理念に基づき、バリアフリー化の推進に向けた課題の解決に向けて、これまでの基本方針をより一層発展させるために、大分市バリアフリーマスタープランの基本方針を次のように定めています。

1 バリアフリー・ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの市全域への拡大

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、年齢、障がいやケガの有無、性別等にかかわらず、誰もが社会参加ができる安全で快適なまちづくりを推進します。バリアフリーマスタープランの策定により、移動等円滑化促進地区の選定及び重点整備地区を設定し、バリアフリー・ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりを市全域へ拡大します。

2 誰もが円滑に移動できるバリアフリー環境の持続的な形成と強化

本市の都市計画、公共交通ネットワークの特性を踏まえ、高齢者や障がいのある人をはじめ誰もが、歩行または公共交通を利用してどこへでも円滑に移動ができるバリアフリー化の環境整備を推進します。不特定多数の人々が利用する施設において、バリアフリーの取組を進めます。

バリアフリーの推進だけでなく、バリアフリー環境の持続的な形成のためにバリアフリー化を行った施設の維持管理も重要です。

3 心のバリアフリーの推進と強化

安全・安心に社会生活ができるようにするために、物理的な整備だけでなく、市民一人ひとりがバリアフリーについて理解を深め、お互いに協力し、助け合うことにより、心のバリアを取り除くことが必要です。

市民一人ひとりが高齢者や障がいのある人などへの理解と意識の醸成を図るため、これまでの取組を継続して進めていくとともに、実生活の中でコミュニケーションの機会を増やすなど啓発活動の充実を図ることが重要です。

4 市民・事業者・行政の協働による住民参加の取組

事業者や国・県・市の連携を図り、不特定多数の人々が利用する施設を含む一体的かつ重点的なバリアフリー化を推進します。また、計画段階での高齢者や障がいのある人などとの意見を交わすなど、住民参加によるバリアフリー化に取り組みます。

バリアフリー化に当たっては、隣接する施設の管理者や占有事業者など多岐にわたる関係者同士の連携や、地域住民の理解などが重要です。

5 継続的なバリアフリー化の進行管理を検証

バリアフリー化は単発的な整備で完了するものではなく、また、費用面や整備内容によって短期的に整備を完了することが難しい場合もあることから、面的かつ一体的な整備を継続的に取り組むことが必要です。

継続的な取組を行うに当たっては、取組の進行管理を行いながら、PDCA サイクルによる検証を行い、結果に応じて見直しや新たな取組を行います。

6 計画立案から周知へ、バリアフリーの普及・啓発活動の推進

施設のバリアフリー化によるハード整備の充実とともに、高齢者や障がいのある人などに対して、市民一人ひとりがやさしさや思いやりを持って接するために、バリアフリー化に関する本市の取組状況を共有し、内容の充実した啓発・広報活動に取り組みます。

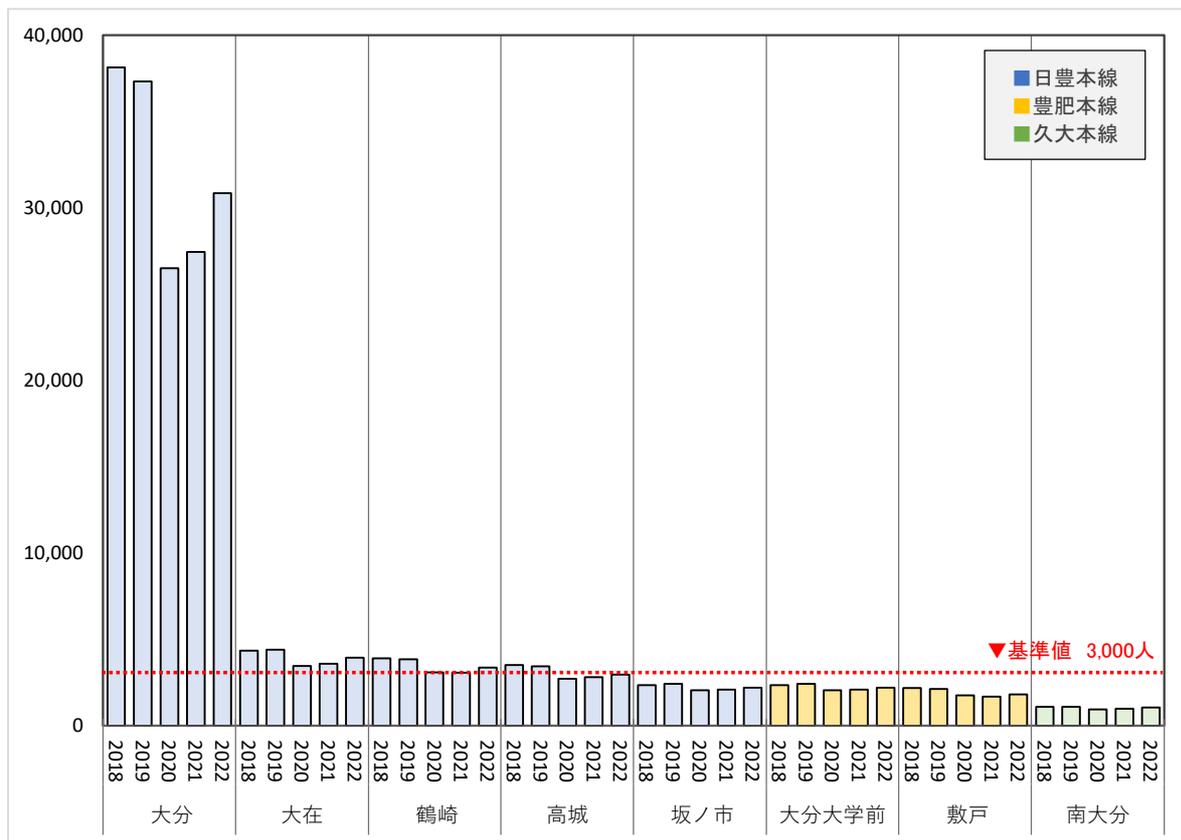


2. 重点整備地区の設定

2-1. 移動等円滑化促進地区の選定

移動等円滑化促進地区（重点整備地区候補）は、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」における移動等円滑化促進地区の選定要件や「旧基本構想」の選定方法を踏まえて、次の条件に該当する地区をバリアフリー化の必要性が高いと位置付けて選定します。

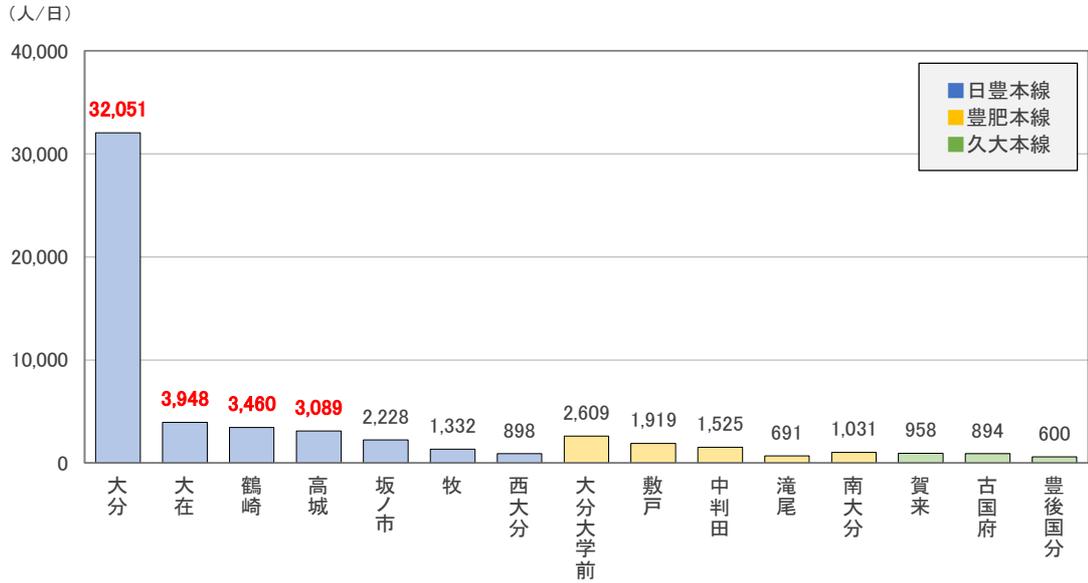
- 1日平均利用者が3,000人以上[※]の旅客施設（鉄道駅）を中心とした地区
- ※本計画においては、新型コロナウイルスの影響を鑑みて、2018（平成30）年度から2022（令和4）年度までの5年間の平均利用者数を用います。
- ※「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、1日当たりの平均的な利用者が3,000人以上である鉄道駅については、原則として移動等円滑化を実施するとされているため、基準として設定しています。



資料：大分市統計年鑑（令和5年版）より

図 - 市内の主要駅別1日平均利用者数の推移

選定要件と選定条件が当てはまるJR大分駅、JR大在駅、JR鶴崎駅、JR高城駅の周辺地区を移動等円滑化促進地区（重点整備地区候補）と選定します。



資料：大分市統計年鑑（令和5年版）より

図 - 市内の駅別1日平均利用者数（2018年度から2022年度の平均）※一部の駅を除く



資料：中心市街地公有地利活用基本構想（2019年3月）より

図 - 移動等円滑化促進地区（重点整備地区候補）の位置



2-2. 重点整備地区の選定

大分市バリアフリーマスタープランでは、移動等円滑化促進地区におけるバリアフリーに関する事項として、「区域の設定」、「生活関連施設及び生活関連経路の設定」、「地区の概要とバリアフリー状況の把握」、「整備の方向性」について整理しています。

そのことを踏まえ、「重点整備地区の位置付け」及び「重点整備地区の選定」、「重点整備地区の区域設定」について定めます。

(1) 重点整備地区の位置付け

重点整備地区とは、旅客施設、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、歩行者用信号機等について重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する地区です。

本市は「利用者が多い駅」の周辺で「不特定多数の方が利用する施設」が多く立地する地区が「優先性」が高いと考えます。そして、施設や経路のバリアフリー化の「緊急性」がある地区、さらに、まちづくりの実施に併せてバリアフリー化が可能という「有効性」がある地区が、最優先に実施すべき重点整備地区と考えます。

本基本構想では、重点整備地区候補について、駅周辺に立地する施設状況、市民ニーズ、バリアフリー化の状況、まちづくりの実施状況等を評価して、重点整備地区を選定します。

重点整備地区候補の中から、「優先性」、「緊急性」、「有効性」を考慮し、重点的にバリアフリー整備を行う「重点整備地区」を位置付けます。

なお、今後の重点整備地区の位置付けは、鉄道駅周辺の他、市全域において地域特性や社会情勢の変化を考慮しながら行います。

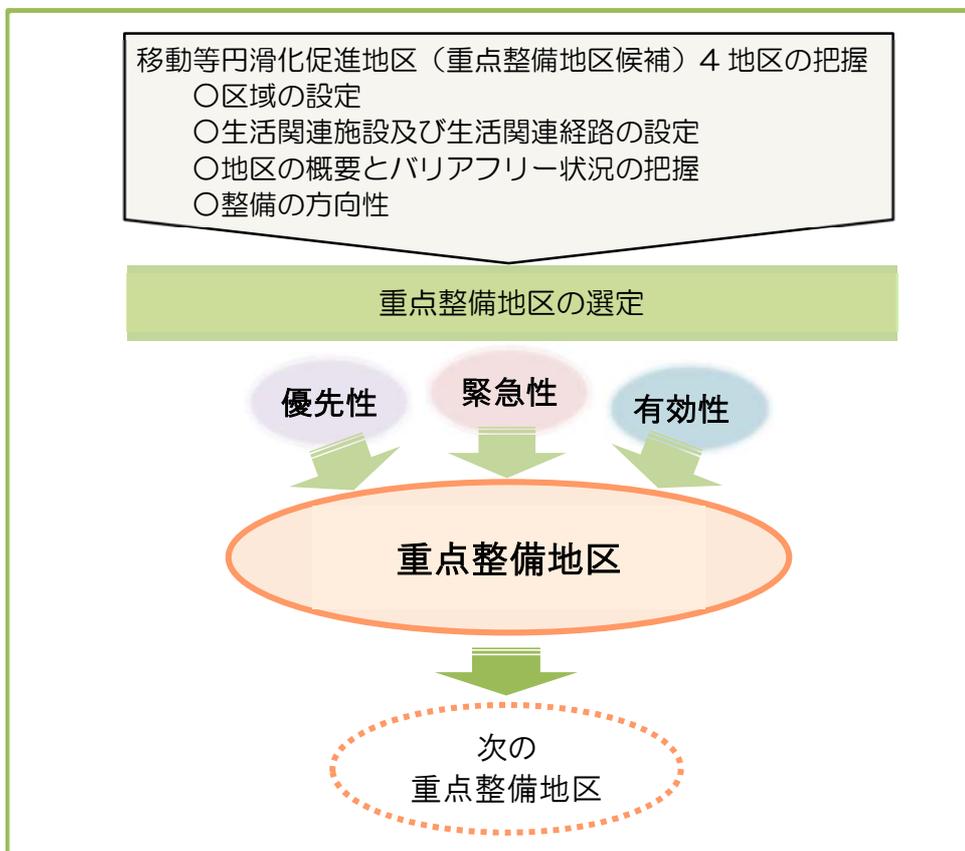


図 - バリアフリー推進の考え方と重点整備地区の位置付け

(2) 鶴崎駅周辺地区における重点整備地区の選定

1) 重点整備地区選定の評価項目

重点整備地区の選定に当たっては、優先性、緊急性、有効性の観点から、地区の現状、上位計画及び関連計画、ヒアリング結果等を踏まえ、以下の指標に基づき選定します。

優先性

多くの人を利用する地区で、施設の立地状況、市民ニーズ等を考慮し、優先的に取り組む必要があると考えます。

①旅客施設

・特に利用者が多い旅客施設という観点で、1日の利用者数が3,000人以上の特定旅客施設がある地区は優先性が高い。

②主要な生活関連施設の立地

・特に不特定多数の人が利用する施設という観点で、旅客施設、市役所・支所、文化・交流施設、病院に該当する建築物が、3施設以上所在する地区は優先性が高い。

③市民からの要望が多い

・住民アンケート結果等から、バリアフリーに対するニーズが高い地区は優先性が高い。

緊急性

多くの人を利用する地区で、主要施設や経路のバリアフリー化が不十分または老朽化している状況は、緊急にバリアフリー化に取り組む必要があると考えます。

①主要な生活関連施設のバリアフリー化が不十分または老朽化

・旅客施設、市役所・支所、文化・交流施設のバリアフリー化の状況が不十分な地区またはバリアフリー施設が老朽化している地区は、緊急性が高い。

②主要な生活関連施設間の歩道のバリアフリー化が不十分または老朽化

・主要施設間を結ぶ経路による歩道のバリアフリー化の状況が不十分な地区またはバリアフリー施設が老朽化している地区は、緊急性が高い。

有効性

多くの人を利用する地区で、都市機能の増進が見込まれ、かつ効率的にバリアフリー化ができる地区は、有効にバリアフリー化に取り組む必要があると考えます。

①将来の拠点性

・大分市都市計画マスタープランの「将来都市構造」で、広域拠点や地区拠点として、将来の大分市の都市形成での重要な拠点性がある地区においては、バリアフリー化を推進することで拠点性が向上する。

②まちづくり事業の実施

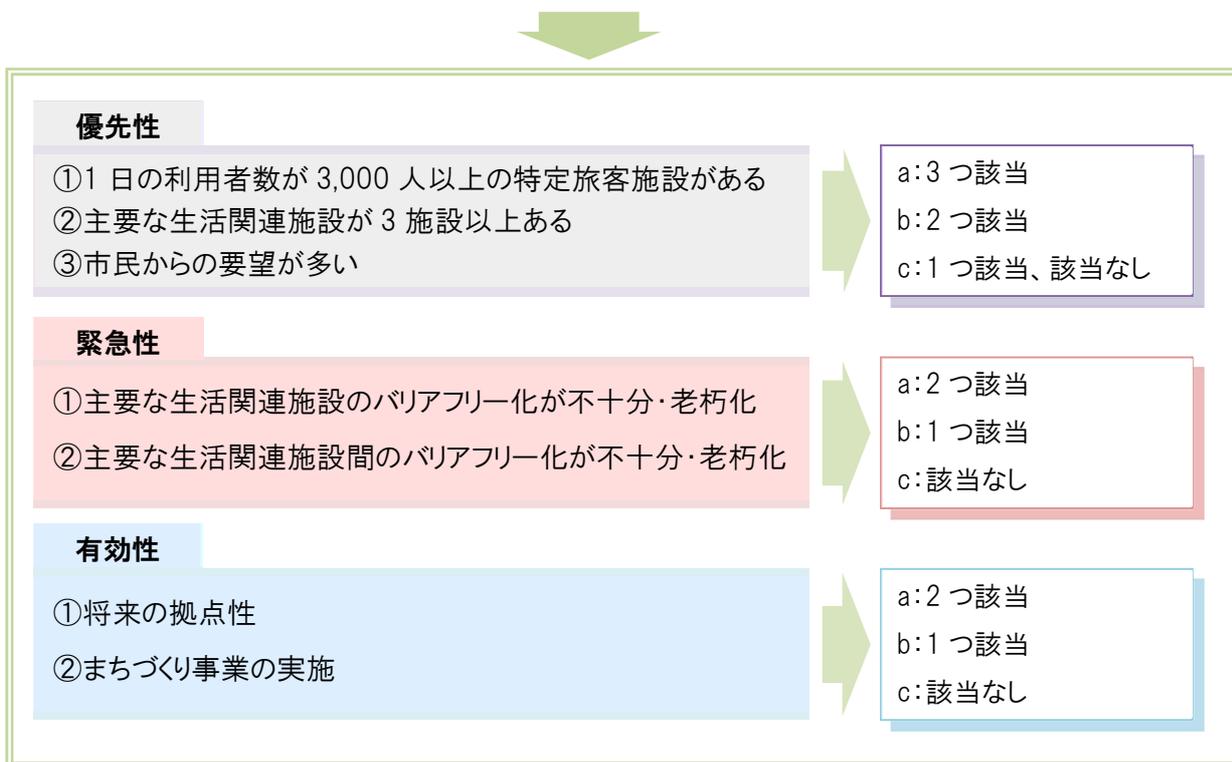
・まちづくり事業と連携することで、効率的にバリアフリー化を行うことが可能である。



2) 重点整備地区の選定

移動等円滑化促進地区（重点整備地区候補）4 地区を対象に、以下の評価の流れで重点整備地区を選定します。

移動等円滑化促進地区(重点整備地区候補)4 地区



総合評価

- [評価基準 3 つが a] = A
- [評価基準 2 つが a] = B
- [評価基準 1 つが a] = C
- [評価基準 a がなし] = D

◆4地区の評価結果

地区名	結果	評価結果
①大分駅周辺地区	A	鶴崎駅周辺地区は、主要幹線道路となる国道 197 号の拡幅工事、鶴崎市民行政センター周辺整備等を進めていくものとし、これらの事業とあわせて地区のバリアフリー化を推進することで効果的な整備が期待される。 以上の理由から、鶴崎駅周辺地区を重点整備地区に選定する。
②高城駅周辺地区	C	
③鶴崎駅周辺地区	A	
④大在駅周辺地区	B	

3) 鶴崎駅周辺地区を選定した理由

- ・鶴崎地区は、大分市中心市街地に次ぐ中枢的な商業・業務地区を形成しており、鶴崎駅周辺を中心とする既成市街地は古くからの風格を有している。
- ・鶴崎駅による1日の駅利用者数は、3,000人以上の旅客施設となっている。
- ・鶴崎駅周辺地区は、鶴崎市民行政センターを含む行政、公共機関の窓口や、文化、医療等施設が立地している。また、東西方向に国道197号が延び、沿道を含む商業施設の立地等による生活関連施設が集積している。
- ・鶴崎駅や鶴崎市民行政センター周辺を核とした、街のにぎわいづくりと連携し、国道197号の拡幅工事とともに面的なバリアフリー化が推進できる。

評価指標		評価基準	大分駅	高城駅	鶴崎駅	大在駅
優先性	① 旅客施設	1日の利用者数が3,000人以上の旅客施設がある	○ (32,051)	○ (3,089)	○ (3,460)	○ (3,948)
	② 主要な生活関連施設の立地	主要な生活関連施設が3施設以上ある	○	×	○	○
	③ 市民からの要望が多い	バリアフリーに関する市民要望が多い	○	○	○	○
	評価			a	b	a
緊急性	① 主要な生活関連施設のバリアフリー化が不十分・老朽化	旅客施設、市役所・支所、文化・交流施設のバリアフリー化が不十分または老朽化している	○	○	○	○
	② 主要な生活関連施設間のバリアフリー化が不十分・老朽化	主要な生活関連施設間の歩道のバリアフリー化が不十分または老朽化している	○	○	○	○
	評価			a	a	a
有効性	① 将来の拠点性	大分市都市計画マスタープランの将来都市像において、拠点の位置付けがある	○	×	○	○
	② まちづくり事業の実施	まちづくりに関する事業が実施中、あるいは実施予定である	○	×	○	×
	評価			a	c	a
総合評価			A	C	A	B



(3) 鶴崎駅周辺地区における重点整備地区の区域設定

1) 区域設定の考え方

重点整備地区は、下記の考え方に基づき区域設定を行います。なお、「計画・実施・評価・改善」の継続した取組（スパイラルアップ）のなかで生活関連施設及び経路等を変更した場合、柔軟に区域の見直しを行っていきます。

重点整備地区の区域設定の考え方

- 鉄道駅を中心とした半径約 1km の区域（施設間の移動が通常徒歩で行える範囲）とする。
- 高齢者や障がいのある人を含む多くの方が利用する生活関連施設を含む。
- 主要な道路、鉄道、河川等の地形地物を区域界に設定する。
- 明確な地形地物がない場合は、字界、町丁目界等を考慮する。
- 市街地整備計画やその他関連する事業計画がある場合は、整合性等を考慮する。

2) 重点整備地区の区域

鶴崎駅を中心とした半径 1km の区域の中で、生活関連施設の分布状況や移動経路等を考慮し、北側及び南側は日常において相当数の高齢者や障がいのある人などが利用する商業施設まで、東側は医療施設及び公園施設である鶴崎公園まで、西側は既設の福祉施設までとします。

以上の区域設定によって、面積を鶴崎駅周辺の重点整備地区として設定します。

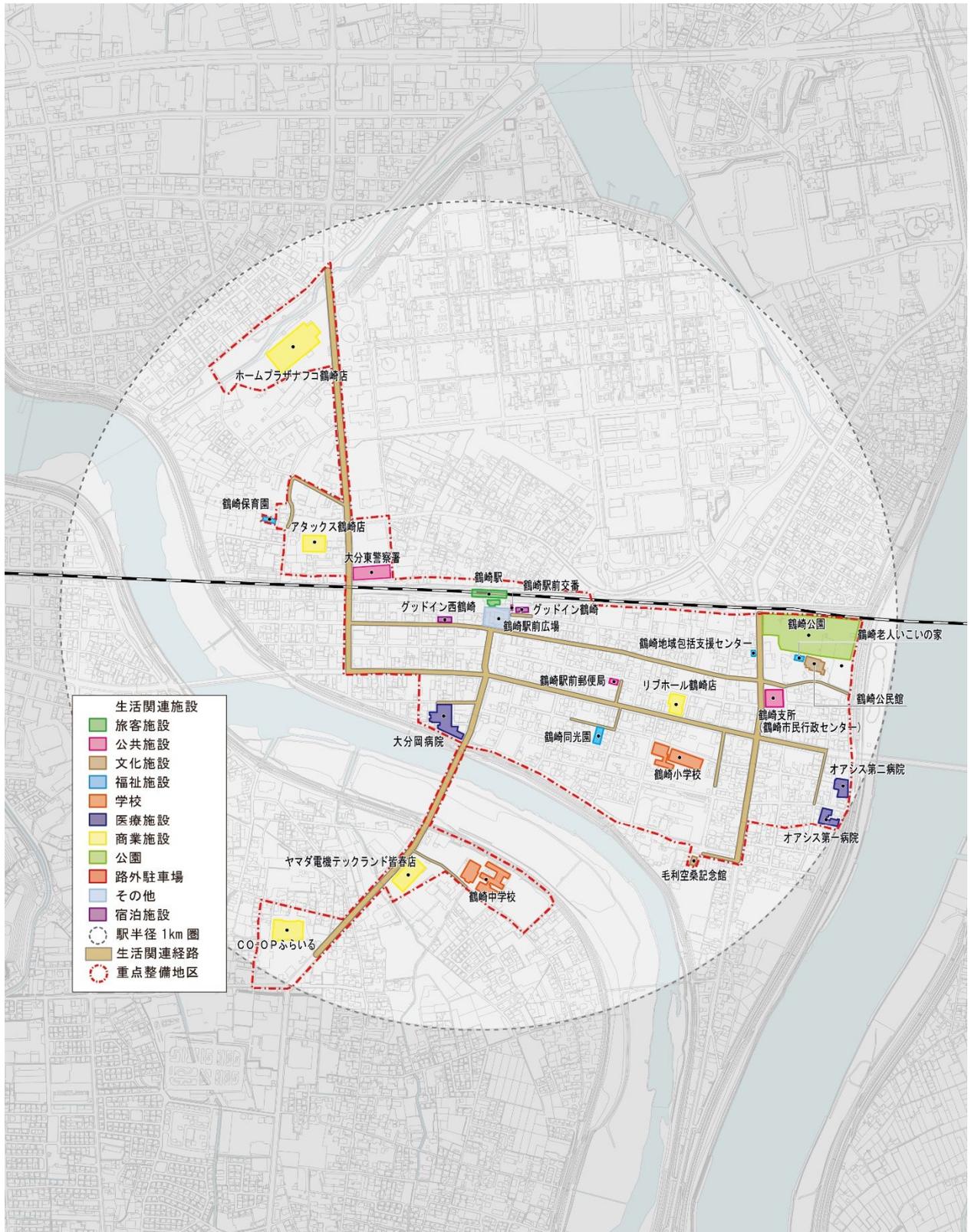


図 - 重点整備地区の区域 (生活関連施設)



3. 鶴崎駅周辺地区における生活関連施設及び生活関連経路の設定

3-1. 生活関連施設の選定

1) 生活関連施設の位置付け

生活関連施設は、不特定多数の高齢者や障がいのある人などが利用する施設であり、旅客施設、官公庁施設、福祉施設、医療施設、文化施設、商業施設等多様な施設を位置付けることができます。特定事業の実施は、義務づけられていません。しかし、施設のバリアフリー化を実現可能な限り推進するように努めることが求められています。

○生活関連施設の考え方

- 常に多数の人が利用する施設
- 高齢者や障がいのある人などが常時利用する施設

2) 本基本構想における生活関連施設の設定

生活関連施設候補選定の基準となる基本的な考え方は、多くの高齢者や障がいのある人などを含む不特定多数の利用が見込め、鉄道駅から通常徒歩による移動範囲（半径約 1km を想定）の施設と考えます。

また、区域境界付近の施設は、利用圏域の大きさや主要な道路、鉄道、河川等の地形地物の区域界を考慮して選定しています。

鶴崎駅周辺地区は、都市機能が集中している大分駅周辺地区と地域特性が異なるため、「旧基本構想」において設定した生活関連施設の選定基準を参考に、下表の内容を設定しています。

表 - 生活関連施設の選定基準

施設分類	候補選定の基準
①公共施設	・対象施設すべてを候補とする
②文化施設	・常に多数の利用が見込める対象施設を候補とする
③福祉施設	・地域包括支援センター、老人いこいの家、障がい者福祉関係施設、福祉型障がい児入所施設、保育施設等
④商業施設	・店舗面積 1,000 m ² 以上の施設 ※
⑤医療施設	・病床数（ベッド数）が 20 以上の施設 ※
⑥路外駐車場	・駐車収容台数が 30 以上の施設
⑦宿泊施設	・宿泊部屋数が 50 以上の施設
⑧学校	・特別支援学校及び小中学校
⑨公園	・不特定多数の利用者が見込まれ、面積が 5,000 m ² 程度以上の公園、または、イベント会場となっている公園

※既存データで把握できる範囲

鶴崎駅周辺地区は、鶴崎市民行政センターを含む行政、公共機関の窓口や施設、文化、医療、商業施設等、多数の生活関連施設の候補が立地しています。

本基本構想において、施設管理者の合意を得られた26施設を生活関連施設として位置付けます。

表 - 生活関連施設一覧

番号	施設	名称	番号	施設	名称
1	旅客施設	鶴崎駅	14	学校	鶴崎中学校
2	公共施設	鶴崎支所（鶴崎市民行政センター）	15	医療施設	大分岡病院
3	公共施設	エスペランサ・コレジオ	16	医療施設	オアシス第一病院
4	公共施設	鶴崎駅前郵便局	17	医療施設	オアシス第二病院
5	公共施設	大分東警察署	18	商業施設	ホームプラザナフコ鶴崎店
6	公共施設	鶴崎駅前交番	19	商業施設	マルショク鶴崎店
7	文化施設	鶴崎公民館・図書室	20	商業施設	CO-OP ふらいる
8	文化施設	毛利空桑記念館	21	商業施設	アタックス鶴崎店
9	福祉施設	鶴崎老人いこいの家	22	商業施設	ヤマダ電機テックランド皆春店
10	福祉施設	鶴崎地域包括支援センター	23	公園	鶴崎公園
11	福祉施設	鶴崎保育園	24	その他	鶴崎駅前広場
12	福祉施設	鶴崎同光園	25	宿泊施設	グッドイン西鶴崎
13	学校	鶴崎小学校	26	宿泊施設	グッドイン鶴崎



3-2. 生活関連経路の選定

生活関連経路は、「旧基本構想」と同様の考え方として、生活関連施設相互を連絡する経路として1経路以上を選定するものとします。

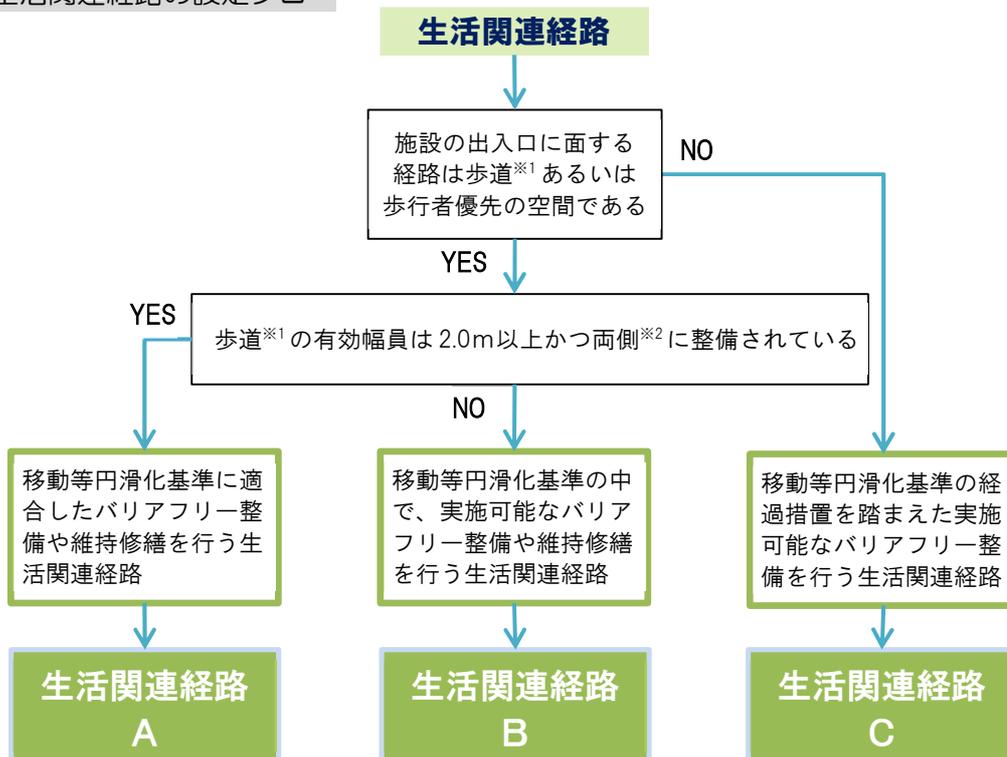
また、生活関連施設が面する道路状況を判断しながら生活関連経路を選定するとともに、鶴崎駅周辺地区におけるまちづくりの動きにあわせて効果的なネットワークの形成を目指します。

これらの点を踏まえ、生活関連経路について『生活関連経路A』、『生活関連経路B』、『生活関連経路C』の3つの区分を設定しています。

表 - 生活関連経路の区分

区分	経路の位置付け
生活関連経路A	歩道を有するまたは歩行者優先道路であり、地区の骨格を形成する主要な生活関連経路です。なお、この位置付けの経路は、移動等円滑化基準に適合したバリアフリー整備や維持修繕を行う経路になります。
生活関連経路B	歩道を有するまたは歩行者優先道路であり、生活関連経路Aを補助してネットワークする生活関連経路です。なお、この位置付けの経路は、移動等円滑化基準の中で、実施可能なバリアフリー整備や維持修繕を行います。
生活関連経路C	歩道がないか、十分な幅員がない道路であるが、主要な生活関連施設を連絡するため歩行者の安全性を高める必要がある経路です。なお、この位置付けの経路は、移動等円滑化基準の経過措置を踏まえた実施可能なバリアフリー整備を行います。

○生活関連経路の設定フロー



※1 縁石線で分離されており、車道に対する高さを5cm程度有するもの。もしくは、柵等で分離されているもの。

※2 ローター形状の駅前広場は、外周の通路にのみ施設が面するため生活関連経路Aとする。

表 - 生活関連経路一覧

番号	区分	管理者	摘要
1	生活関連経路 A1 号	大分県	国道 197 号
2	生活関連経路 A2 号	大分県	(県道)鶴崎停車場線
3	生活関連経路 A3 号	大分県	(県道)鶴崎大南線
4	生活関連経路 A4 号	大分市外	鶴崎駅前広場
5	生活関連経路 A5 号	大分県	(県道)鶴崎港線
6	生活関連経路 A6 号	大分市	(市道)鶴崎・三佐線
7	生活関連経路 A7 号	大分市	(市道)東鶴崎下徳丸線
8	生活関連経路 A8 号	大分市	(市道)南鶴崎 6 号線
9	生活関連経路 C1 号	大分市	(市道)西鶴崎 9 号線
10	生活関連経路 C2 号	大分市	(市道)北鶴崎 2 号線
11	生活関連経路 C3 号	大分市	(市道)北鶴崎 3 号線
12	生活関連経路 C4 号	大分市	(市道)乙津・森町線
13	生活関連経路 C5 号	大分市	(市道)中鶴崎 5 号線
14	生活関連経路 C6 号	大分市	(市道)南鶴崎 9 号線
15	生活関連経路 C7 号	大分市	(市道)南鶴崎 3 号線
16	生活関連経路 C8 号	大分市	(市道)南鶴崎 12 号線
17	生活関連経路 C9 号	大分市	(市道)東鶴崎 1 号線
18	生活関連経路 C10 号	大分市	(市道)東鶴崎 13 号線
19	生活関連経路 C11 号	大分市	(市道)下鶴崎 1 号線
20	生活関連経路 C12 号	大分市	(市道)鶴崎三佐二丁目線
21	生活関連経路 C13 号	大分市	(市道)西鶴崎 11 号線

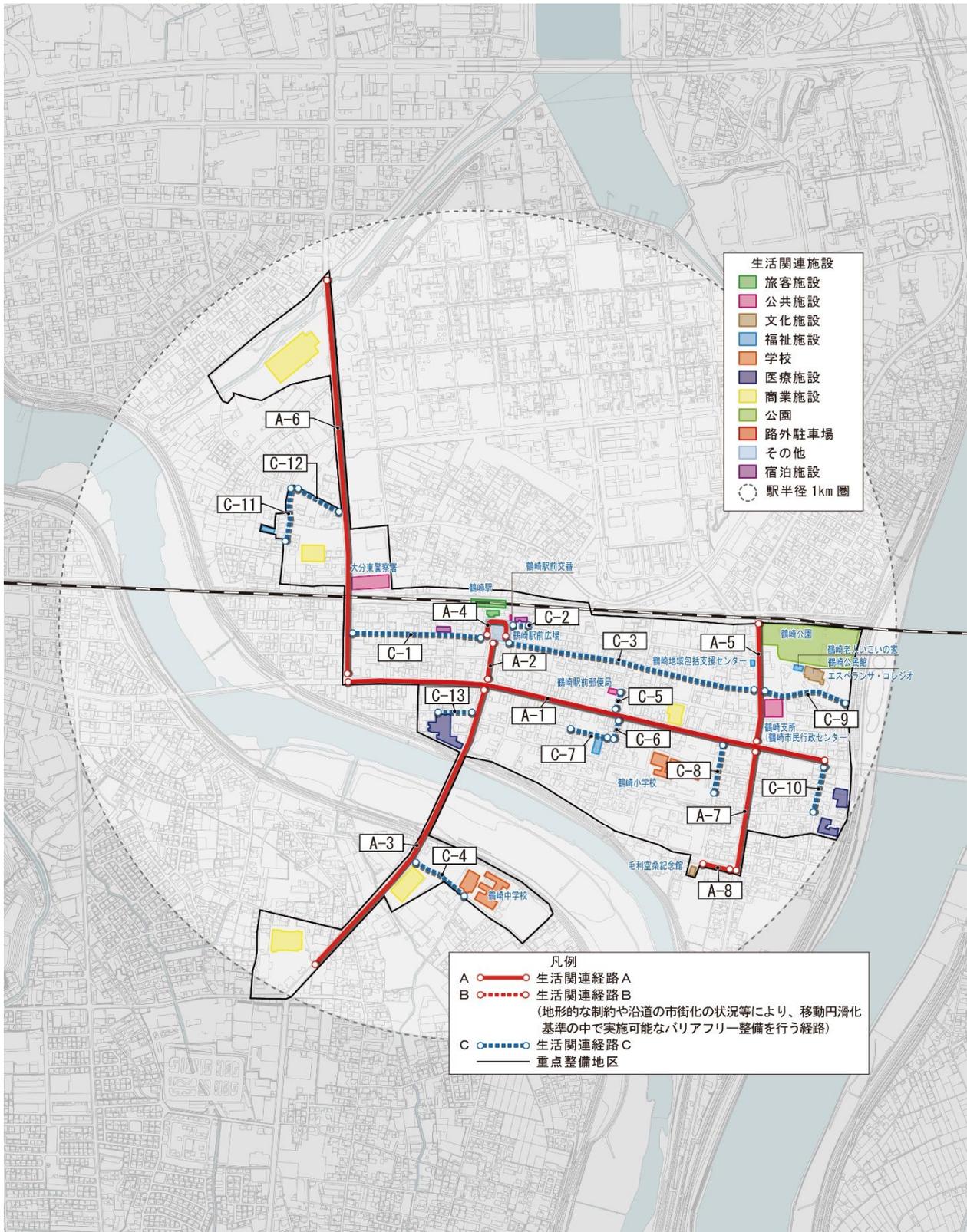


図 - 重点整備地区の区域（生活関連経路）



第3章 鶴崎駅周辺地区における バリアフリーの現状と課題



1. 鶴崎駅周辺地区におけるまちづくりの動き

基本構想における事業成果及び鶴崎駅周辺地区におけるまちづくりについて整理します。

1-1. 基本構想における事業成果

特定事業計画の進捗率は、2024（令和6）年度末で100%となっています。しかし、国道197号の拡幅事業など、主要な道路事業が完了していないため検討中の事業があります。

特定事業までの位置付けには至っていない関連事業計画の事業は、2024（令和6）年度末の進捗率が全体で33%となっています。

表 - 特定事業計画進捗状況（2024年度末）

種別	事業数	未着手	実施中	完了	2024（R6）進捗率
道路	5	0	0	5	100%
建築物	10	0	0	10	100%
都市公園	4	0	0	4	100%
交通安全	6	0	0	6	100%
全体	25	0	0	25	100%

表 - 関連事業計画進捗状況（2024年度末）

種別	事業数	未着手	実施中	完了	2024（R6）進捗率
道路	12	8	0	4	33%
全体	12	8	0	4	33%

ストリートファニチャーの撤去
（国道197号）



多目的トイレ整備
（鶴崎公民館）



園路の改良・ベンチの設置
（鶴崎公園）



第3章 鶴崎駅周辺地区におけるバリアフリーの現状と課題

完了した特定事業（2024年度末時点）

種別	施設・路線名	事業場所	延長/面	内容	実施事業	着手年度	完了年度	事業者名
道路	国道 197 号	東鶴崎～ 乙津橋東交差点	L=1,200m	支障となるストリートファニチャー などの撤去・移設	2 箇所	2021 (R3)	2021 (R3)	大分県 (大分土木事務所)
				排水施設の溝幅補修	3 箇所	2021 (R3)	2022 (R4)	
	(県道) 鶴崎大南線	鶴崎駅入口交差点～ 皆春	L=800m	歩道の改修・点字誘導の設置	L=170m	2023 (R5)	2024 (R6)	
				排水施設の溝幅修正	3 箇所	2023 (R5)	2023 (R5)	
鶴崎駅前広場	鶴崎駅前広場	L=120m	集水柵グレーチングの取替	2 箇所	2022 (R4)	2022 (R4)	大分市	
建築物	鶴崎公民館	大分市 東鶴崎	延床面積 2,859 m ²	エレベーター設置	1 箇所	2020 (R2)	2021 (R3)	大分市
				多目的トイレ設置	2 箇所	2020 (R2)	2020 (R2)	
				車いす使用者専用駐車施設の設置	1 箇所	2022 (R4)	2022 (R4)	
				エスペランサ・コレジオ (社会教育施設)の集約	236 m ²	2020 (R2)	2020 (R2)	
				鶴崎老人いこいの家の集約	169 m ²	2023 (R5)	2023 (R5)	
	鶴崎公民館 (集会室棟)	大分市 東鶴崎	延床面積 2,395 m ²	エレベーター設置	1 箇所	2021 (R3)	2022 (R4)	
				多目的トイレ設置	2 箇所	2021 (R3)	2022 (R4)	
				車いす使用者専用駐車施設の設置	2 箇所	2021 (R3)	2022 (R4)	
				スロープ設置	1 箇所	2021 (R3)	2022 (R4)	
毛利空桑記念館	大分市 鶴崎	改修面積 約 20.3 m ²	トイレバリアフリー化改修	1 箇所	2021 (R3)	2021 (R3)		
都市公園	鶴崎公園	大分市東鶴崎1丁目	200m	園路の改良	L=200m	2022 (R4)	2024 (R6)	大分市
			1 箇所	ベンチの設置	1 箇所	2023 (R5)	2023 (R5)	
			1 箇所	水飲み場の改修	1 箇所	2024 (R6)	2024 (R6)	
			2 箇所	車いす使用者専用駐車施設の設置	2 箇所	2024 (R6)	2024 (R6)	
交通安全	国道 197 号	西鶴崎 3 丁目	1 箇所	音響式信号機設置	1 箇所	2023 (R5)	2024 (R6)	大分県警察
		鶴崎駅入口	1 箇所	音響式信号機設置	1 箇所	2021 (R3)	2021 (R3)	
		中鶴崎 2 丁目	1 箇所	音響式信号機設置	1 箇所	2023 (R5)	2024 (R6)	
	(県道) 鶴崎停車場線	鶴崎駅前	1 箇所	音響式信号機設置	1 箇所	2022 (R4)	2022 (R4)	
		鶴崎駅前交差点	1 箇所	エスコートゾーン新設	2 本	2021 (R3)	2021 (R3)	
		鶴崎駅ロータリー	1 箇所	エスコートゾーン補修	1 本	2020 (R2)	2020 (R2)	



1-2. 鶴崎駅周辺地区におけるまちづくり

大分市都市計画マスタープランでは、鶴崎駅周辺が鶴崎地区の拠点として位置付けられ、既存の都市機能の維持増進を図る他、徒歩・自転車で移動可能な生活圏のなかで、商業・医療等日常的なサービス機能を、将来に渡って享受できる生活環境とともに、地域の特性と歴史・文化を活かした個性的で魅力ある地区拠点の形成を図るものとしています。

一方、建築物や道路等のバリアフリー化においては、ここ数年で大分県福祉のまちづくり条例をはじめとするさまざまなバリアフリー基準が整備されてきており、まちづくりの事業にもバリアフリー基準に合わせた整備が既の実施されている状況です。鶴崎駅周辺の重点整備地区では、まちづくりの動きにあわせて効果的なバリアフリー化を実現することが必要です。

そのため、鶴崎駅周辺で展開されているまちづくりの動きのなかで、本基本構想において「生活関連施設」及び「生活関連経路」に関連すると考えられる施設や道路に対する整備計画、さらにはバリアフリーに関する計画等を踏まえ、鶴崎駅周辺地区におけるまちづくりの動きについて概況を整理します。

(1) 鶴崎駅周辺整備基本構想 令和5年3月

「鶴崎駅周辺整備基本構想」は、人口減少や少子高齢化に伴う、まちの活力や賑わいの低下や、国道197号志村～乙津間の4車線化に向けた拡幅工事の進捗などの環境の変化を踏まえ、市民や利用者のニーズに的確に対応し、本地区の拠点整備の方向性や方針等を市民、行政、まちづくりの専門家等で共有し、市民が主役となる都市づくりを官民協働で整備の推進を図っていくことを目的として策定するものです。

○鶴崎駅周辺地区の将来像

伝統と文化を感じる多世代のための暮らしの拠点

○都市づくりの方針

1. JR 鶴崎駅や鶴崎市民行政センターを核とした住環境の高質化
2. 円滑な交通ネットワークの形成
3. 鶴崎の伝統・文化・緑を「まもり」「つなげ」「いかす」ネットワーク形成
4. 安心・安全に暮らせる防災都市づくり

○方針実現に向けた取組と実施時期のイメージ

	取組内容	取組時期		
		短期	中期	長期
鶴崎駅周辺全域(共通)	鶴崎駅周辺全域 エリアマネジメント、 防災・減災に向けた取り組み	■	■	■
鶴崎駅前拠点	鶴崎駅前広場 JR 鶴崎駅前広場	■	■	■
	県道鶴崎停車場線 県道鶴崎停車場線 ((都) 鶴崎駅前松岡線)	■	■	■
鶴崎コミュニティ拠点	鶴崎市民行政センター周辺 鶴崎市民行政センター、鶴崎公民館、鶴崎公園	■	■	■
鶴崎コミュニティ軸	市道北鶴崎3号線 市道北鶴崎3号線 ((都) 船頭町線)	■	■	■
	市道中鶴崎1号線 市道中鶴崎1号線	■	■	■
広域連携軸	国道197号 国道197号沿線	■	■	■
地域連携軸	市道鶴崎・三佐線 ((都) 寺司三佐線)	■	■	■
	県道鶴崎大南線 ((都) 鶴崎駅前松岡線)	■	■	■
鶴崎歴史と みどりのネットワーク	回遊ネットワーク 市道南鶴崎6号線(空桑思索の道)、乙津川右岸緑地 など	■	■	■
	街区公園 羽佐間児童公園、新堀公園、東浦公園、岩丸児童公園、伴出公園	■	■	■

(2) 国道197号鶴崎拡幅(志村～乙津交差点)

鶴崎拡幅事業は大分市東部地区の慢性的な交通渋滞の解消を図るため、また、歩行者・自転車通行時の安全性、快適性向上のため、国道197号を延長L=2.8km区間(志村～乙津交差点)にわたって整備するものです。

この区間は現在、車線数が2車線～4車線と変則的であり通勤時間帯を中心に上下線ともに交通混雑が発生しています。また、周辺小学校の通学路となっていますが、朝の通勤時間帯は自転車の利用も多く歩行者がすれ違うのも難しい状況となっています。そのため、車道を片側2車線の4車線とし、歩道も現在より拡幅し両側歩道として整備を行います。

バリアフリーについて

高齢者や障がいのある人などが自転車歩行者道を安全に利用するため、「大分県福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づいた整備を行っています。



資料：大分県ホームページ



2. 鶴崎駅周辺地区のバリアフリーに関する課題（取組方策）の整理

「第2期大分市バリアフリーマスタープラン」における課題（取組方策）を踏まえるとともに、バリアフリーに関する問題と課題について把握するために行われた、まち歩き点検・意見交換会で発言された意見や内容に基づいて、鶴崎駅周辺地区のバリアフリーに関する課題（取組方策）を整理します。

2-1. マスタープランにおけるバリアフリー化に向けた課題（取組方策）

マスタープランでは、主要な施設のバリアフリー化の状況や、生活関連施設のバリアフリー整備の状況、特定事業の進捗状況、住民アンケート、ヒアリング調査などの結果から、次のような課題（取組方策）を整理しています。

(1) 公共交通

- ・鉄道やバス、タクシーに関する公共交通のバリアフリー化においては、バリアフリー法の基準を目標に今後も努力する必要があります。
- ・公共交通はさまざまな人が利用するため、公共交通事業者・一般利用者・高齢者や障がいのある人など、それぞれの立場を理解・尊重し合い、相互のコミュニケーションを図るとともに、交通事業者による適切な接遇を行うことも重要です。

(2) 道路

- ・道路特定事業は、路線や箇所数が多くなることから、事業の推進が厳しい状況にあります。しかし、バリアフリーのネットワークを形成するには、生活関連経路の整備は重要です。経路ごとの重要度や利用者のニーズに対応し、かつ、実現可能な整備を実施するように進めていくことでネットワークの形成を促進する必要があります。また、管理者境界は連携してバリアフリー化に取り組むことも重要です。

(3) 公園

- ・都市公園のバリアフリー化においては、老朽化した施設の改修にあわせてバリアフリー法の基準を目標に、引き続き整備する必要があります。
- ・施設の整備や改修に当たっては、こどもから高齢者や障がいのある人などのさまざまな利用者を想定したユニバーサルデザインの観点が重要です。

(4) 建築物・駐車場

- ・新たに整備する建築物・駐車場については、バリアフリー法の基準に適合した整備が必要です。特に隣接する施設の管理者と連携してバリアフリー化に取り組むことが重要です。
- ・既存の建築物・駐車場のバリアフリー化においては、バリアフリー法の基準を目標に今後も努力する必要があります。
- ・エレベーターやトイレ、駐車場等の適正利用の推進に取り組む必要があります。

(5) 交通安全

- 交通安全施設のバリアフリー化（音響信号やエスコートゾーン等の設置）は、利用者のニーズの反映や交通管理者と道路管理者の連携、維持管理を考慮した整備を行っていく必要があります。最新のデジタル技術などを取り入れることも考えられます。
- 交通安全施設の整備だけでなく、交通ルールや利用者マナーについての周知も重要です。

(6) 心のバリアフリー

- 一般の方、高齢者や障がいのある人などがそれぞれの立場を理解した相互のコミュニケーションを図っていく必要があります。そのためにも、さまざまな障がいに対する理解を深めることが重要です。
- これまでの「心のバリアフリー」に関する取組の継続及び充実を図る必要があります。特に、施設の適正利用の促進、分かりやすい情報発信などが重要です。



2-2. まち歩き点検・意見交換会

(1) 開催概要

2024（令和6）年5月27日、障がいのある方や高齢者、子育て世代の方及び行政機関、交通事業者の参加によりまち歩き点検を行い、その後意見交換会を開催しました。

まち歩き点検では、鶴崎駅周辺における施設と経路を選定し、バリアフリー整備状況の現状把握や課題等について、ご意見をいただくことができました。

意見交換会では、さまざまな立場の方から、利用する視点に立った建設的な意見を共有しました。

(2) 開催日時及び開催コース

日時：2024（令和6）年5月27日（月） 13：30～16：00

開催コース：Aコース（(県)鶴崎港線 → (市)東鶴崎下徳丸線 → 毛利空桑記念館 → (市)南鶴崎12号線）

開催ルート：Bコース（鶴崎公民館→(市)中鶴崎1号線）

(3) 参加者：30名

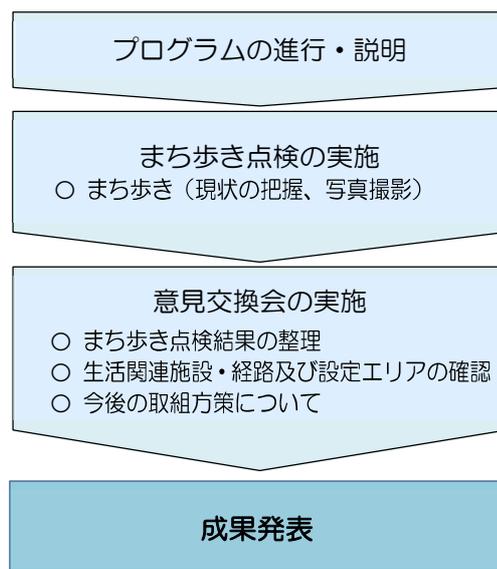
一般参加者（大分市老人クラブ連合会、大分市視覚障害者協会、大分県聴覚障害者協会、naanaパートナー）

行政関係機関（大分県土木建築部、大分県福祉保健部）

交通事業者（JR九州大分支社、大分バス(株)）

大分市（土木管理課、障害福祉課、長寿福祉課、まちなみ整備課、都市計画課、まちなみ企画課、開発建築指導課、学校教育課）

(4) まち歩き点検の流れ



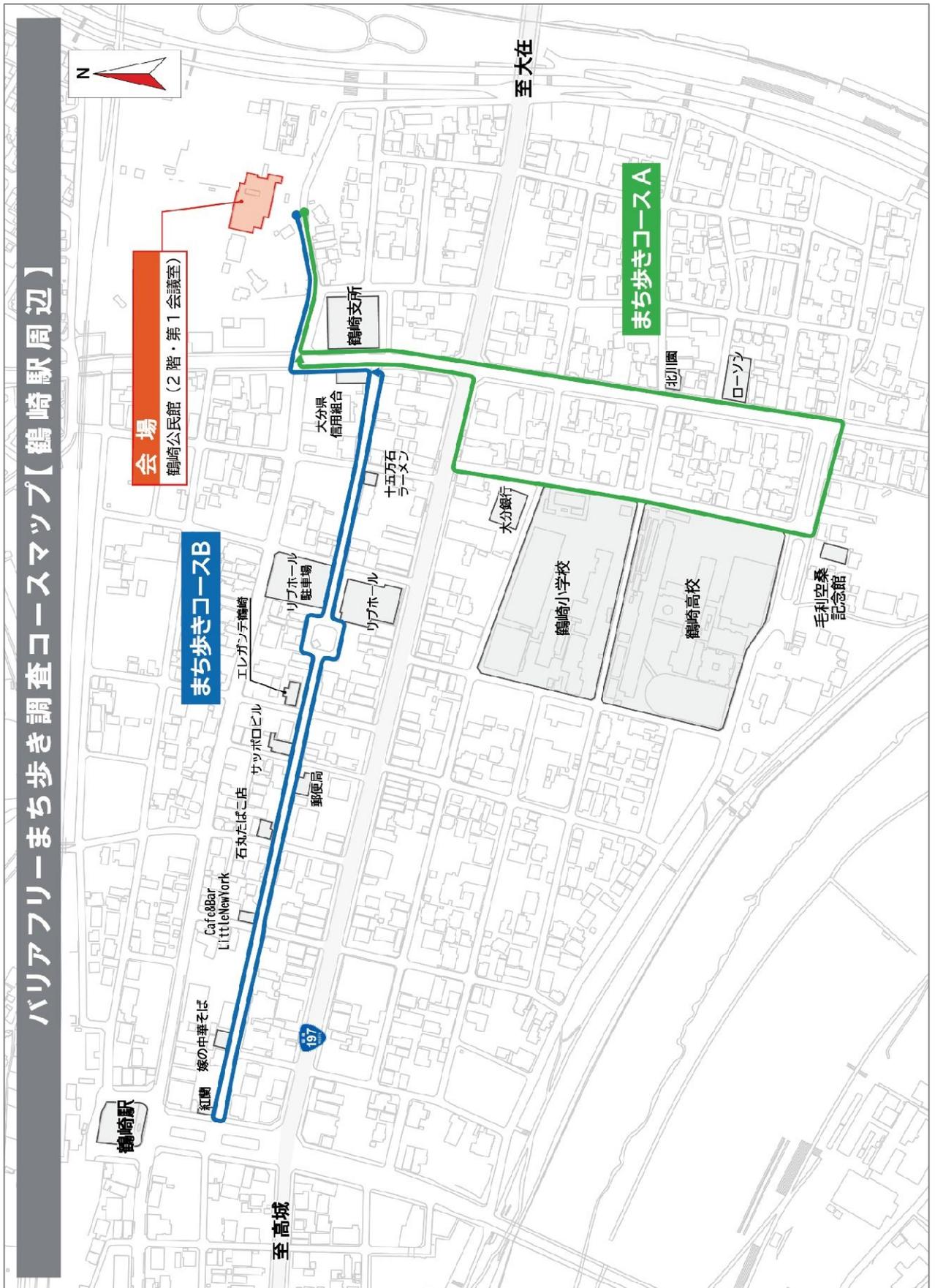


図 - まちな歩き調査コースマップ



(5) まち歩き点検・意見交換会の整理

まち歩き点検・意見交換会で出された意見を整理します。

1) まち歩き点検結果

経路について

- ・エスコートゾーンがない
- ・道路にひび割れが目立つ
- ・中鶴崎二丁目交差点に音響付き信号が設置されてよくなったので、他の場所にも設置してほしい
- ・小学校の通学路に段差があるため、こどもがつまずく可能性がある
- ・歩道の幅員が狭く、車いすで通るには危ない
- ・ロータリーの進行方向の矢印がわかりづらく危険
- ・道路全体に段差があり、車いすでは通りにくい 等

施設について

(毛利空桑記念館)

- ・トイレが整備されてとてもきれいになった
- ・スロープ入口付近が未舗装で、使われていない 等

(鶴崎公民館)

- ・トイレが和式から洋式に改修されてキレイになった
- ・ベビーチェアの設置位置が便座から遠い
- ・駐車場に防犯カメラやランプがあると良い
- ・エレベーターに緊急時のための手話対応画面があると良い
- ・入口からエレベーターや階段まで誘導ブロックが必要 等

2) 生活関連施設・生活関連経路及び設定エリアの確認

経路について

- ・側溝に土がたまり、植物が生えて歩きにくい
- ・道路のひび割れやわだちに水たまりができています
- ・歩道の幅員が狭い
- ・中鶴崎 1 号線に照明がないため暗い 等

施設について

- ・鶴崎駅にエレベーターが設置され便利になった
- ・遠方に行くための切符が購入できないため、利用しにくい 等

その他

- ・一貫性をもったバリアフリーの推進に取り組むことが大切
- ・鶴崎地区で生活されているかたに参加してもらうことが必要 等

3) 今後の取組方策の確認

今後の取組方策として、実施する必要がある6つの特定事業に対する重みづけについて、傾向を整理します。

「②道路」が34%と最も高く、次いで「⑥心のバリアフリー」の21%、「④建築物・駐車場」の17%、「①公共交通」の16%、「⑤交通安全」の12%、「③公園」の0%となっています。

バリアフリー事業に関する重みづけ	全体	一般参加者	行政参加者
①公共交通	16%(18点)	34%(12点)	7%(06点)
②道路	34%(39点)	26%(09点)	38%(30点)
③公園	0%(00点)	0%(00点)	0%(00点)
④建築物・駐車場	17%(20点)	17%(06点)	17%(14点)
⑤交通安全	12%(14点)	6%(02点)	15%(12点)
⑥心のバリアフリー	21%(24点)	17%(06点)	23%(18点)
合計	100% (115点)	100%(35点)	100%(80点)

※最も重要と思う事業3点(1票)、重要と思う事業1点(2票)、合計5点(3票)の総投票得点に対する割合

主なコメントは以下の通りです。

- ・高齢化社会においては、バス・タクシー・JRの連携が必要
- ・障がい者にとって移動するには公共交通のバリアフリー化は必要
- ・誘導ブロックの設置や区画線の補修等を含めた面的な道路整備が大事
- ・道路に休憩できるベンチが必要
- ・主要な公共施設や駐車場のバリアフリー化の推進が必要
- ・施設内にも点字案内の充実してほしい
- ・一歩間違えば、命に係わるため、交通安全施設の強化が必要
- ・バリアフリーの推進には住民や若年層の理解を得ることが重要
- ・ハード整備が不十分なためソフトでのフォローが求められる



2-3. バリアフリーに関する課題（取組方策）の整理

「2-1. マスタープランにおけるバリアフリー化に向けた課題（取組方策）」に加えて、「1. 鶴崎駅周辺地区におけるまちづくりの動き」や「2-2. まち歩き点検・意見交換会」の結果を踏まえて、鶴崎駅周辺地区のバリアフリーに関する課題（取組方策）について、6つの事業（公共交通、道路、公園、建築物・駐車場、交通安全、心のバリアフリー）を基に整理します。

（1）公共交通について

- ・一般参加者による重みづけの結果が34%となっており、最も高い結果となっています。
- ・鶴崎駅に整備された多機能トイレやエレベーターは一定の評価があるものの、高齢者や障がいのある人などにとって移動手段である公共交通については、JR やバス、タクシーなどの各種交通機関の連携により移動環境を確保など、バリアフリー化が必要です。
- ・また、音声案内や掲示板の設置などの案内の充実により、はじめての利用者にも分かりやすい整備が求められています。

（2）道路について

- ・一般参加者による重みづけの結果が26%となっており、二番目に高い結果となっています。行政参加者も含めた全体の集計結果では、34%と最も高くなっています。
- ・鶴崎駅周辺地区では、国道197号の拡幅事業や、鶴崎駅周辺整備基本構想に基づくまちづくりの展開などとあわせてバリアフリー化を推進する必要があります。
- ・まち歩き点検を行った市道中鶴崎1号線をはじめ、生活関連経路には歩道がない経路が多いため、安全な通行空間を確保が求められています。

（3）公園について

- ・鶴崎市民行政センター周辺整備により、鶴崎公園の整備が進んでいます。
- ・鶴崎駅周辺整備基本構想に基づくまちづくりの展開などとあわせてバリアフリー化の検討が必要です。

（4）建築物・駐車場について

- ・鶴崎市民行政センター周辺整備により、鶴崎公民館の整備が進んでいます。
- ・鶴崎公民館や毛利空桑記念館のバリアフリー化された施設では一定の評価が得られているものの、案内やトイレの設備に関する充実が求められています。

(5) 交通安全について

- 安全な移動には交通安全対策が不可欠であり、さまざまな取組や整備が求められています。

(6) 心のバリアフリーについて

- 重みづけの集計結果では、一般参加者、行政参加者ともに高くなっており、全体で21%と二番目に高くなっています。
- 鶴崎駅周辺地区では、ハード整備が進んでいないため、ソフト対策が求められています。
- 心のバリアフリーの推進には、行政、事業者、市民のそれぞれの理解と協力が必要です。



3. 鶴崎駅周辺地区の概括

鶴崎駅周辺地区では、2020（令和 2）年に「バリアフリー基本構想」を策定して以降、重点整備地区として位置付け、地区で展開されるまちづくり事業と連携して、ハード・ソフトの両面から、バリアフリー化に向けた取組を継続的に進めてきています。この間、鶴崎市民行政センター周辺整備基本計画による鶴崎公民館や鶴崎公園の再整備などバリアフリー整備が進められています。また、「鶴崎駅周辺整備基本構想」の計画策定や国道 197 号の拡幅事業が行われており、これらの動きに合わせた効率的なバリアフリー化を実現することが必要となっています。

これまでの取組に対して、鶴崎駅周辺地区のバリアフリー化は一定の評価を得ています。

まち歩き点検・意見交換会においては、新たに建設された公共施設のバリアフリー化が進んでいると評価されています。一方で、視覚障がい者誘導用ブロックとエスコートゾーンが連携されていないなど鶴崎駅周辺地区の面的なバリアフリー化の必要性や、市道中鶴崎 1 号線や市道南鶴崎 12 号線のように歩行空間がなく歩行者の安全が確保されていない道路のバリアフリー化が課題として挙げられています。その他各所にて公共施設や交通安全事業等のハード面のさらなる整備の必要性が課題として挙げられています。

また、バリアフリー法の改正により「国民に向けた広報啓発の取組推進」が求められるなかで、理解を深めるための普及・啓発活動等の心のバリアフリーに関する取組の推進が求められています。

このような状況を踏まえて、本地区では、鶴崎駅を中心とした面的なハード整備を一層推進していくとともに、あわせてソフト面も推進していくこととし、次章の第 4 章にてハード面での取組、第 5 章にてソフト面での取組について整理します。



**第4章 鶴崎駅周辺地区における
バリアフリー化の推進にむけたハード面での取組**



1. バリアフリーの整備方針

第3章「鶴崎駅周辺地区におけるバリアフリーの現状と課題」を踏まえ、重点整備地区における事業の実施に向けた、バリアフリーの整備方針について整理します。

なお、本市におけるバリアフリー化は、道路の新築・改築の際は、以下の整備方針に基づき、計画的かつ段階的に実施します。

また、新築・改築以外の場合は、以下の整備方針に基づき、利用者等の意向や現地の周辺環境などから判断し、整備に努めます。

表 - バリアフリーの整備方針一覧

項目	タイトル	頁
1-1. 生活関連経路	1) 歩道の構造	39
	2) 歩道等の有効幅員	40
	3) 舗装	41
	4) 勾配	41
	5) 排水施設	41
	6) 視覚障がい者誘導用ブロック	41
	7) 横断歩道部の移動等円滑化	42
	8) 歩道設置及び有効幅員に関する経過措置	44
1-2. 公園（生活関連施設）	1) 出入口・通路	47
	2) 多目的トイレ	48
	3) その他	51
1-3. 生活関連施設（公園以外）		51
1-4. 公共交通に関する移動等円滑化 （路線バス）		52

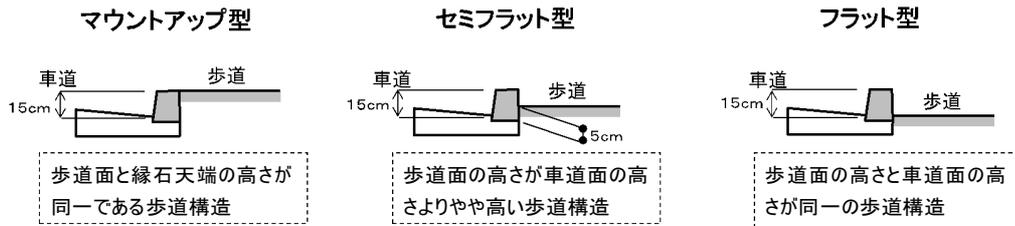
本基本構想で設定した生活関連経路は、バリアフリー法に基づく特定道路^{※1}としての指定要件を満たします。特定道路に指定されると新設または改築の際に、道路に関する移動等円滑化基準及び条例に適合させる必要があります。また、バリアフリー整備後には基準に適合した状態を維持する必要もあります。

※1：特定道路とは生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者や障がいのある人などが通常徒歩で移動する路線、区間を対象として、国土交通大臣が指定したものです。

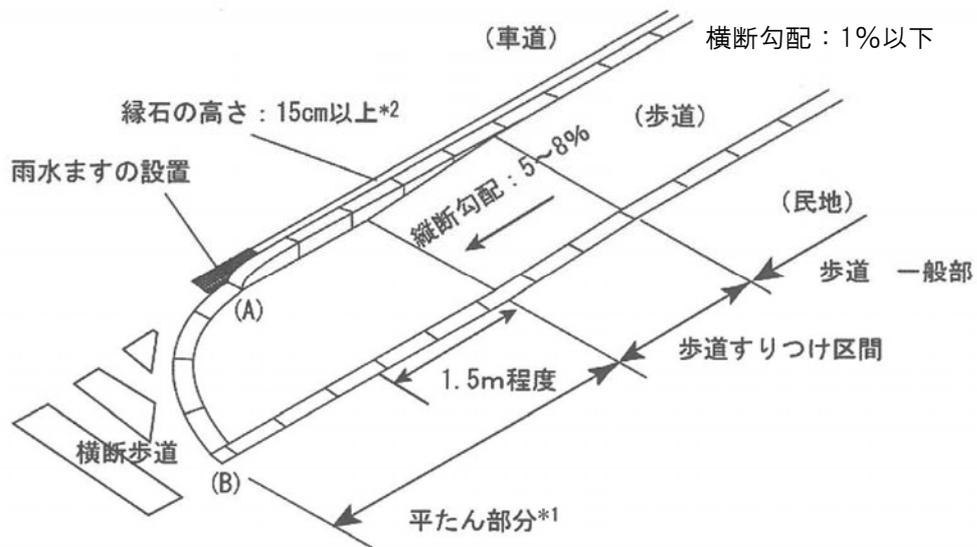
1-1. 生活関連経路

1) 歩道の構造

- 生活関連経路は、原則として車両と歩行者を分離するよう整備します。ただし、やむを得ず歩道の整備が不可能な場合は、自動車の走行速度を落とし、車いす使用者や障がいのある人をはじめとする歩行者の通行を優先とする措置を行います。
- 歩道の構造は、セミフラット型（歩道高さ 5cm を標準とし、市道の横断歩道接続部については原則段差を設けない）とします。



- 沿道制約の状況等でやむを得ない場合は、横断歩道のすりつけ部の平坦部や車両乗り入れ部での有効幅員等が確保できる条件を満たしていれば、フラット型あるいはマウントアップ型を選定します。



- ※1 平坦部分については巻込始点(A)からすりつけ区間との間に1.5m程度設けることが望ましい。このように設けられない場合でも、最低巻込終点(B)から1.5m程度設ける。
- ※2 縁石は両面加工した特殊ブロックを使うなど、歩行者等の安全な通行が確保されるよう考慮する。

資料：道路の移動等円滑化整備ガイドラインより

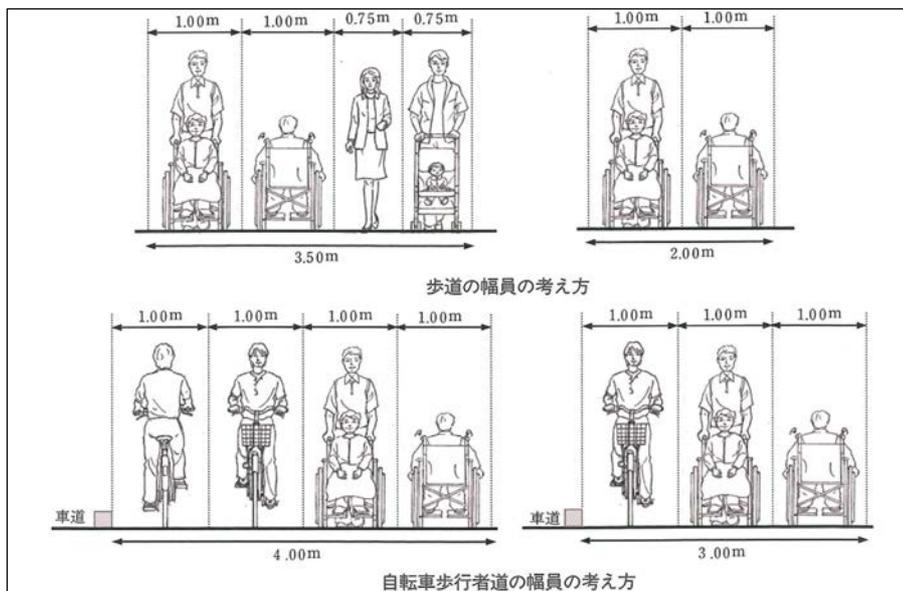
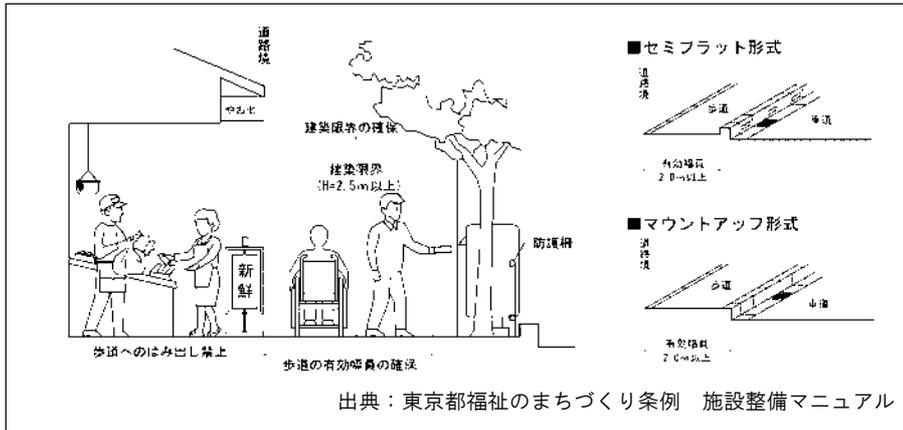
図 - 横断歩道のすりつけ部の平坦部の確保



2) 歩道等の有効幅員

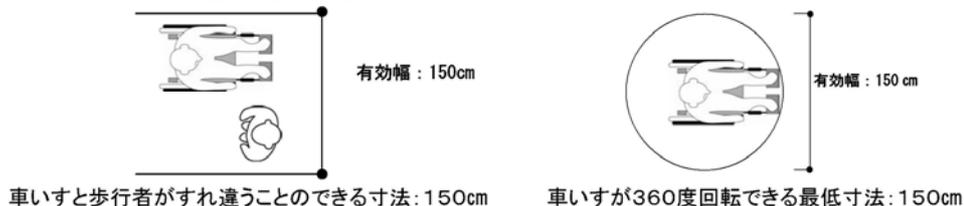
■道路構造令等による、通行に必要な歩道有効幅員、歩道に施設を設置する場合に必要な歩道幅員とします。

- 歩行者の交通量が多い歩道有効幅員：幅 3.5m以上
- その他の道路の歩道有効幅員：幅 2.0m 以上
- 歩行者の交通量が多い自転車歩行者道の場合の有効幅員：幅 4.0m以上
- その他の自転車歩行者道の場合の有効幅員：幅 3.0m以上



※「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」では、有効幅員を2m確保することが著しく困難な区間においては、当分の間、歩道の有効幅員を1.5m（車いすが回転でき、車いす使用者と人がすれ違うことができる歩道）まで縮小することができるものとします。その際には、部分的に有効幅員2m以上の個所を設けるなど、車いす使用者同士のすれ違いに配慮します。

<参考：すれ違いに必要な幅員>



3) 舗装

- 雨水を地下に浸透させることのできる構造（透水性舗装等）とし、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけのよい仕上げとします。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りではありません。
- ブロック系の舗装材を使用する場合は、車いす使用者等の走行性に配慮し、騒音・振動の少ない材料を使用します。

4) 勾配

- 歩道の勾配は、歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため、原則として以下の勾配とします。

① 縦断勾配：5%以下

ただし、沿道とのすりつけ等によりやむを得ない場合は、8%以下とします。

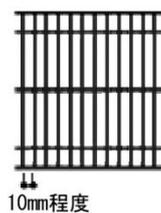
② 横断勾配：1%（歩道の舗装を透水性のものとした場合）

ただし、透水性の舗装を使用できない場合や沿道とのすりつけ等によりやむを得ない場合は、2%以下とします

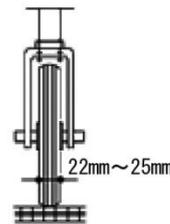
5) 排水施設

- 生活関連経路において排水施設の溝蓋は、車いすのキャスター、白杖の先及びハイヒール等が落ち込まない構造とします。

蓋構造の例(平面)



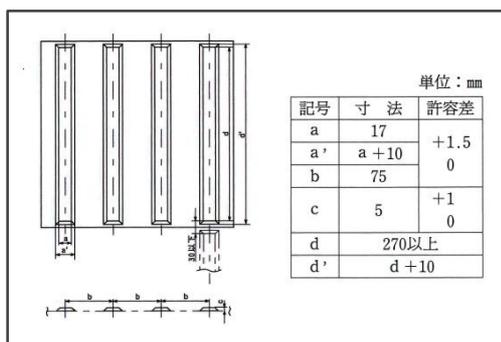
車いすの車輪(前輪)



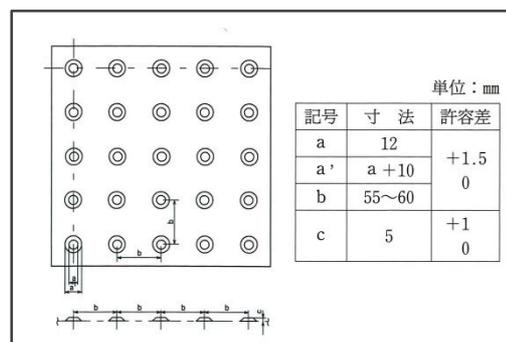
6) 視覚障がい者誘導用ブロック

- 今後設置する視覚障がい者誘導用ブロックの形状・寸法は、すべてJIS規格とします。
- 視覚障がい者誘導用ブロックの色は、黄色を基本とします。ただし、舗装材の色と同色系になる場合については、輝度比が大きく識別しやすい色とします。
- 視覚障がい者誘導用ブロックの設置位置は、概ね歩道の中央とします。

線状ブロック



点状ブロック



資料：道路の移動等円滑化整備ガイドライン



7) 横断歩道部の移動等円滑化

- 横断距離の長い信号交差点の横断歩道中央部にエスコートゾーン(視覚障がい者用横断帯)を設置し、横断する方向をわかりやすくします。



- 交通量が少ない細街路との交差点部等で、ハンプ構造を採用することが可能な場合、安全性が確保されるよう周辺の交通状況等に配慮した上で、段差のない横断歩道(スムーズ横断歩道)の採用を検討します。

〈基本形〉

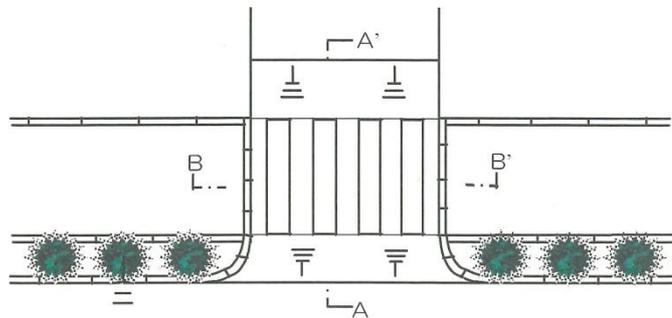


図 - スムース横断歩道の平面図



注) 植樹帯等がなく、ハンプをすりつけるスペースがない場合は、特殊縁石等による対応を考える。

図 - スムース横断歩道の横断面図

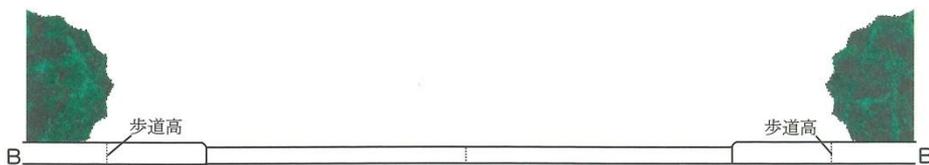


図 - スムース横断歩道の縦断面図

資料：道路の移動等円滑化整備ガイドライン

○参考：スムーズ横断歩道の設計例

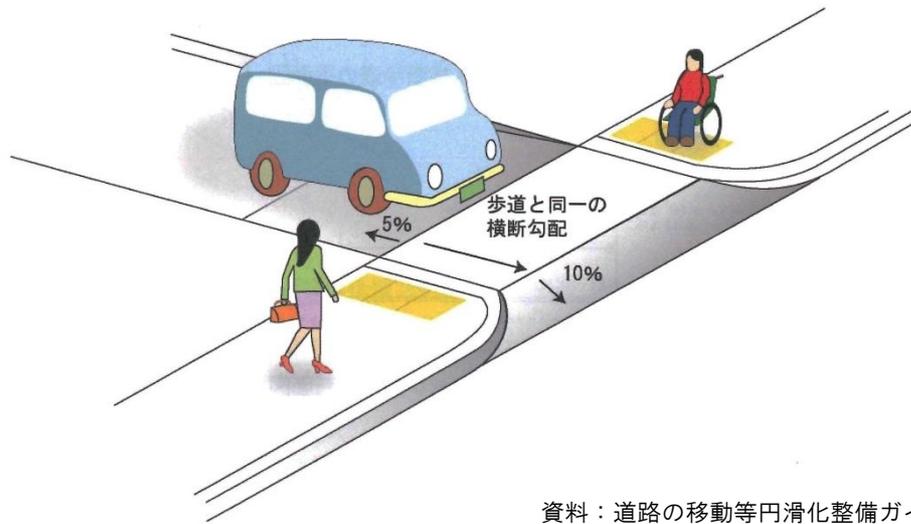


図 - スムーズ横断歩道の設計

- 今後必要な箇所に、視覚に障がいのある人のための音響式信号の設置や音響式信号の夜間延長、高齢者や障がいのある人などのための歩行者青時間の適正時間化、信号待ち時間表示等を行い、横断の利便性と安全性の向上を図ります。



8) 歩道設置及び有効幅員に関する経過措置

- 特定道路等を整備する場合には、原則、歩道を設けるものとする（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）。
- 一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況やその他の特別な理由によりやむを得ない場合は、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭さく部または屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者または自転車の安全な通行を確保するための道路の部分を設けることができる。
- 一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況やその他の特別な理由によりやむを得ない場合は、当分の間、歩道の有効幅員を 1.5m まで縮小することができる。

《歩道における経過措置の適用に係る考え方》

1. 満たすべき条件

道路の移動等円滑化にあたっては、規定値以上の有効幅員を備えた歩道を設置することが原則であるが、やむを得ず経過措置（附則第 2 項又は第 3 項）を適用する際には、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間のうち、下表の条件を満たすものを対象とする。

条件	有効幅員の縮小に係る経過措置	歩車道非分離に係る経過措置
① 沿道に堅固な建築物が立地しているなどにより、規定値以上の有効幅員を備えた歩道を確保するために非常に長い期間を要する道路であること	○	○
② 規定値以上の有効幅員を備えた歩道を確保するために、既存の道路幅員の中で車線の減少等による道路空間の再配分が困難な道路であること	○	○
③ 少なくとも、歩道の有効幅員として 1.5m を確保でき、かつ、部分的に車いす使用者どうしのすれ違いを実現できる道路であること。この場合、放置自転車等の路上障害物の存在を勘案し、実質的に有効な幅員が 1.5m 確保できる見込みがあること	○	
④ ハンプ、狭さく部、屈曲部の設置等による道路構造の工夫により、走行車両を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保することが可能であること		○
⑤ 自動車交通量が少ない道路であること		○

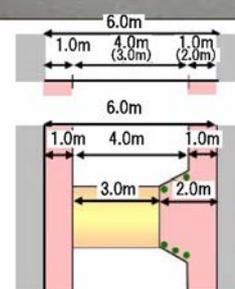
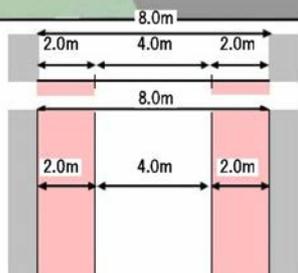
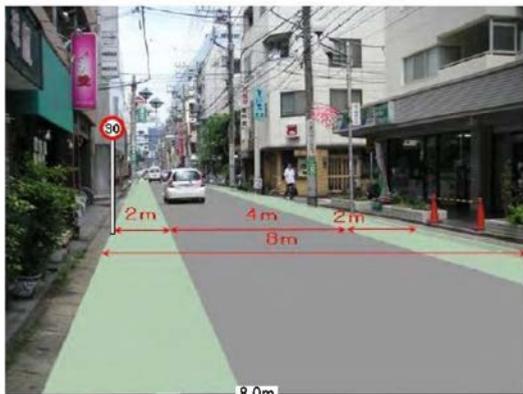
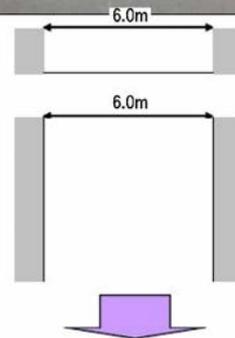
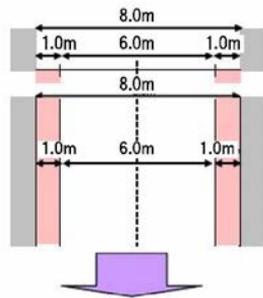
2. 経過措置の選択方法

上記の①～⑤を全て満たす場合は、まずは、有効幅員の縮小に係る経過措置を適用することを原則とする。ただし、沿道土地利用の状況や交通状況等を総合的に勘案し、これによることが合理的でない場合には、歩車道非分離に係る経過措置を適用できる。

資料：道路の移動等円滑化整備ガイドライン

やむを得ず、歩道の整備が不可能な場合の措置の例(国土交通省)

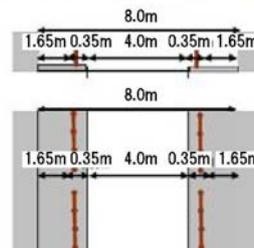
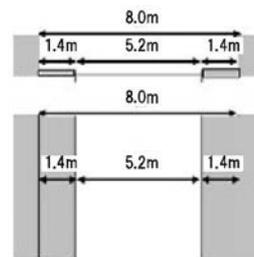
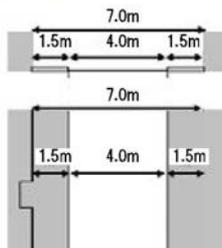
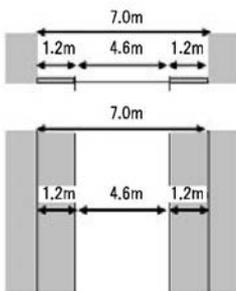
幅員が狭く、歩道の設置自体が難しい道路については、自動車の走行速度を落とし、車いす使用者や視覚に障がいのある人の通行の安全を確保し、歩行者の通行を優先すればよいとする考え方を追加します。自動車の走行速度を落とす方法としては、物理的な方法と規制による方法を組み合わせます。(歩行空間と車道の分離(段差をつける、ガードレールの設置等)を行わない。)





歩道の有効幅員を2m 確保することが、著しく困難な場合の措置の例(国土交通省)

既成市街地の狭幅員道路等、歩道の有効幅員を最低2m確保することが著しく困難な道路については、車いすが転回でき、車いす使用者と人がすれ違うことができる歩道を整備します。(ただし、部分的に有効幅員2m以上の箇所を設けるなど、車いす同士のすれ違いに配慮。)

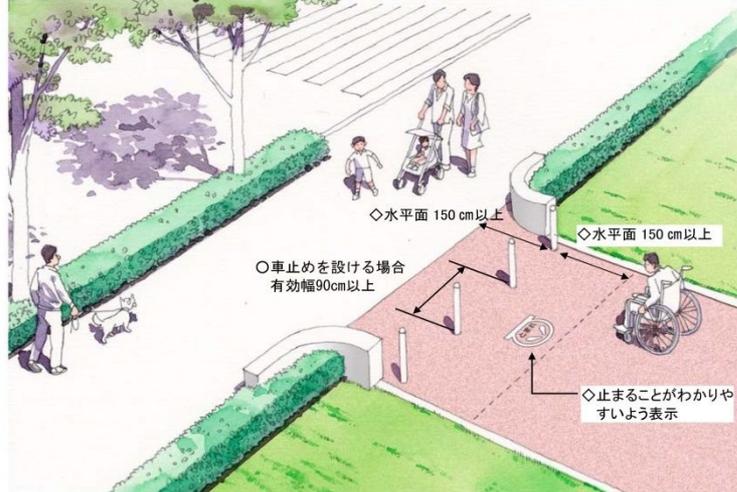


1-2. 公園（生活関連施設）

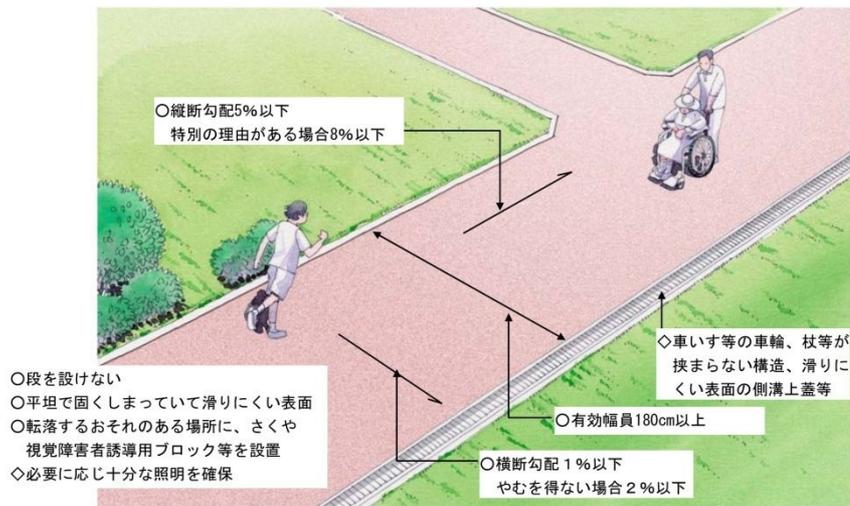
1) 出入口・通路

■車いす使用者や障がいのある人などが通行しやすいよう十分な幅の確保、段差解消や緩やかな勾配を確保します。

車止めを設ける場合



■車いす使用者同士が行き違いやすいよう、介助が必要な高齢者や障がいのある人などが行き違いやすいよう十分な幅の確保、段差解消や緩やかな勾配を確保します。



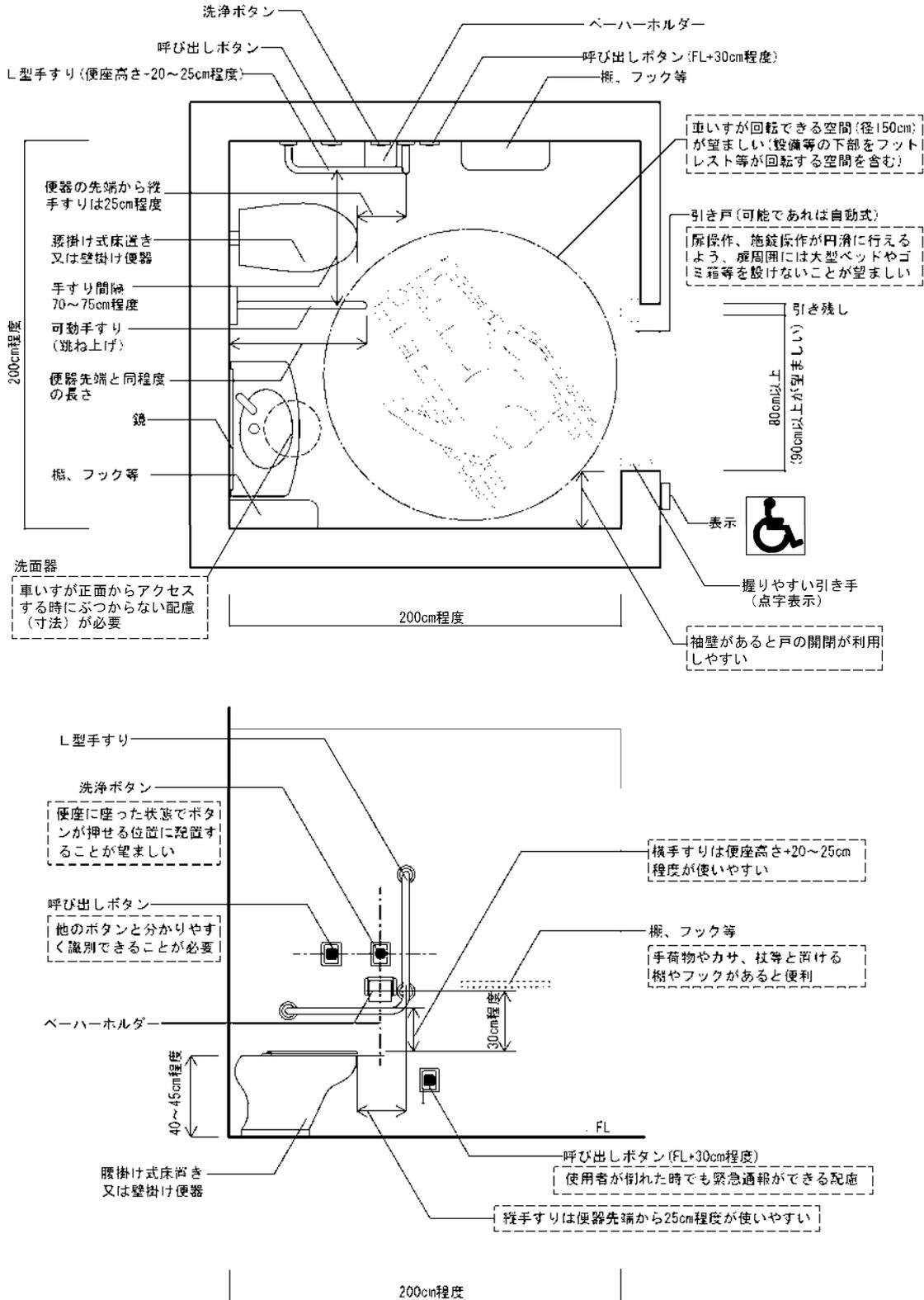
○印: 標準的な整備内容
◇印: 望ましい整備内容

資料: 「都市公園移動等円滑化基準に関するガイドライン」



2) 多目的トイレ

- 生活関連施設であるすべての公園には、多目的トイレを整備・改良します。
- 多目的トイレは、高齢者や障がいのある人、乳幼児を連れた方等が安心して外出するために不可欠な利用しやすいトイレとして整備します。



資料：国土交通省 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

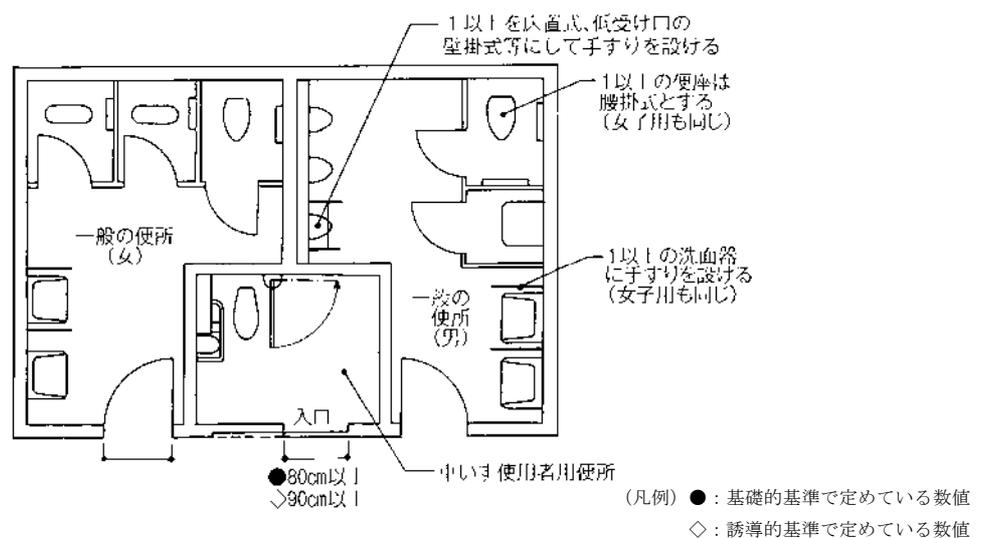
図 - 車いす使用者用便房

オストメイト用設備

水洗器具	○ 専用の汚物流しを設けることが望ましい。 ○ 汚物流しには、洗浄のための温水が出る設備を設ける。
その他	○ 腹部を映すための鏡、パウチ等を置くための棚等を設ける。 ○ オストメイト用設備を設けた便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口付近には、オストメイトが利用できる設備を設けていることを表示する標識を設ける。

一般便所

小便器	○ 小便器の脇には、杖や傘等を立てかけるくぼみやフック等を設けることが望ましい。
大便器	○ 腰掛式便座には、手すりを設けることが望ましい。
表示	○ 案内板等に便所の位置及び男女の別を表示する。点字等による案内板にも表示する。
器具等	○ 便器洗浄装置、呼出しボタン、紙巻器の形状、色、配置は JIS S 0026 の規格に準じたものとする。
その他	○ 便房内や洗面器近くに、手荷物を置く棚を使いやすい高さに設けることが望ましい。 ○ 照明等のスイッチの大きさ、取付け位置は、高齢者等の利用に配慮する。必要に応じて緊急通報装置を設置することが望ましい。 ○ 車いす使用者用便房やオストメイト対応便房とは別に、一般便所の中に車いす使用者やオストメイトが利用できる便房（簡易型機能を備えた便房）を改造により設けるなど、必要とすることができるだけ多くの高齢者や障がいのある人などが利用できるように、便所機能の配置に配慮する。



資料：大分県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル（建築物編）

図 - 車いす使用者用便房を1つ設けた例

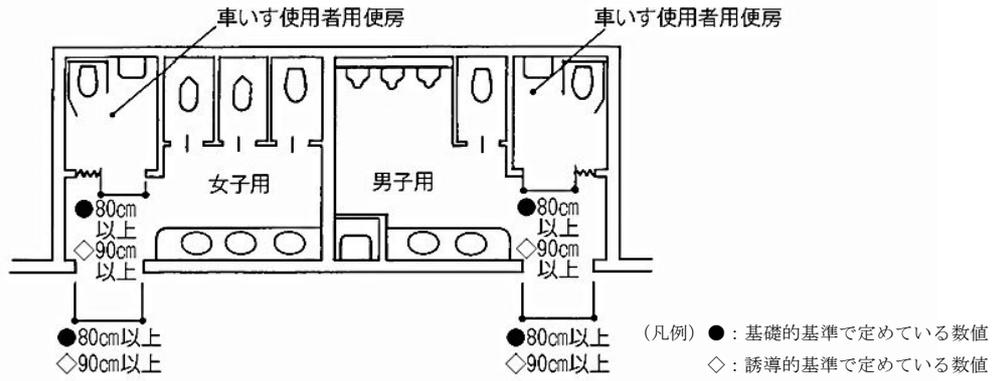


図-車いす使用者用便房を男女別々に設けた例

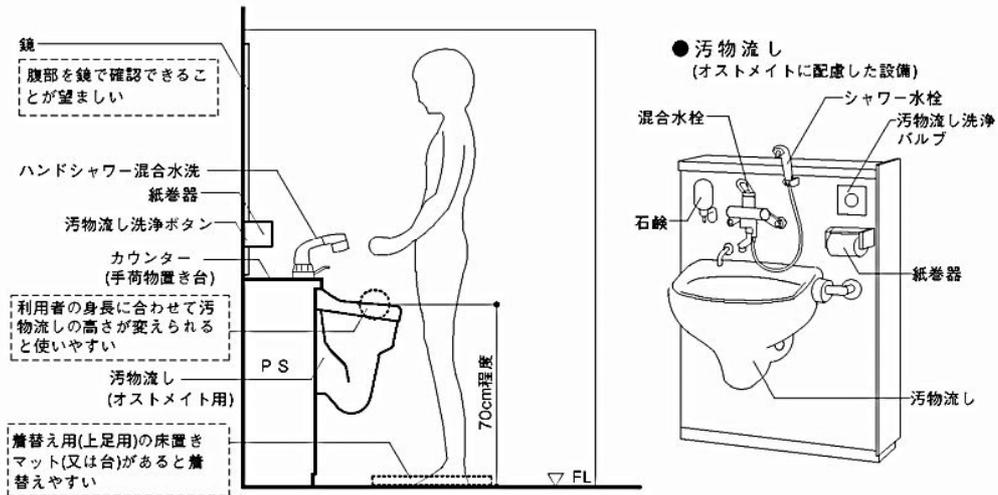


図-オストメイト用汚物流しの例

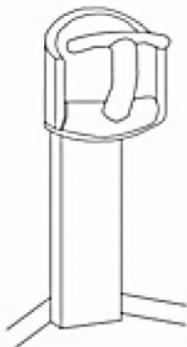


図-ベビーチェアの例



図-ベビーベッドの例

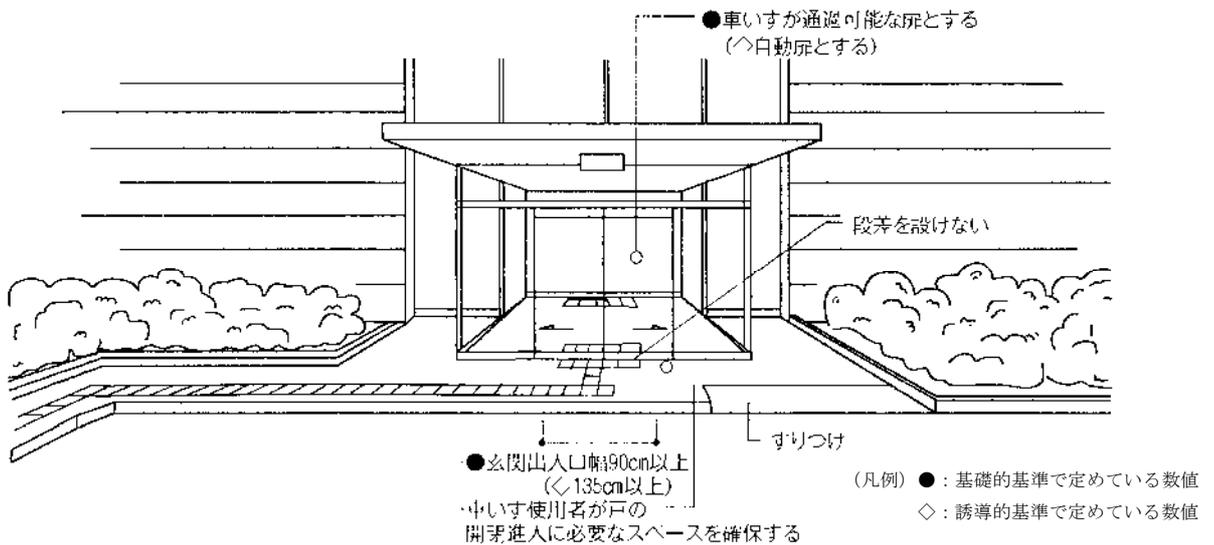
資料: 大分県福祉のまちづくり条例
施設整備マニュアル(建築物編)

3) その他

- 園路は、幅 1.8m以上で、縦断勾配 5%以下（やむ得ない場合 8%以下）として、車いす使用者等の通行の支障となる段差は設けないなど、円滑に移動できる連続性の確保に努めます。
- 園内に、高齢者等が安全に利用できるベンチを整備・改善します。また、園内の噴水や池の周りのベンチでは、高齢者等が落ち込む危険性がある場合に柵を設けるなどして、安全性を確保します。

1-3. 生活関連施設（公園以外）

- 生活関連施設の更新及び建替え時には、「大分県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障がいのある人などが安全かつ容易に利用できる施設整備を行います。
- 施設出入口のバリアフリー化については、特に指導を強化するとともに、公共施設の出入口については、すべての施設においてバリアフリー化を図ります。



資料：大分県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル（建築物編）

図 - 施設出入口部のバリアフリー化例

- 不特定多数の方が利用する施設のトイレ等は多目的トイレとし、障がいのある人、高齢者、こども連れ等の方が利用しやすいように指導していきます。特に、市が管理する多目的トイレについては、適切な場所へのベッドや幼児ポケットの設置等、利用しやすく改善します。
- 駐車場は、車いす使用者用駐車施設の設置と、主要動線におけるバリアフリー対応に誘導しています。



1-4. 公共交通に関する移動等円滑化（路線バス）

- 低床バスの導入を推進します。
- バス停は、高齢者や障がいのある人などに配慮した構造とします。その際、高齢者や障がいのある人などの利用状況や道路の構造等に応じて、低床バスがバス停に正着できる構造に整備します。

	歩道の幅員	乗合自動車の正着		本線交通への影響
		周辺に路上駐車なし	周辺に路上駐車あり	
バスベイ型	●歩道側に切り込むため、歩道の幅員が狭い場合、歩道の有効幅員を侵す可能性がある	●切り込み形状によっては停留所に正着することが困難な場合がある ●バスのオーバーハングのため、バスベイの長さによっては停留所に正着することが困難	●切り込みの形状や周辺の路上駐車状況によっては停留所に正着することが困難	○バスは停車帯に入り込むため、バスの停車による本線交通への影響は少ない ○乗降の利便性を図るとともに、後続車の追い越しを容易にさせることができる
切り込みテラス型 (既存のバスベイ型の改良)	●テラスを設置するためには、一定以上の長さのバスベイ型の切り込みが必要であることから、歩道の幅員が狭い場合、歩道の有効幅員を大きく侵す必要がある	○バスベイ内に張り出したテラスを設置することにより、テラス手前でバスを安全に歩道に寄せることが可能になり、正着が容易となる	●周辺の駐車状況により困難になる場合がある	○バスは停車帯に入り込むため、バスの停車による本線交通への影響は少ない ○乗降の利便性を図るとともに、後続車の追い越しを容易にさせることができる

凡例：○メリット、●デメリット

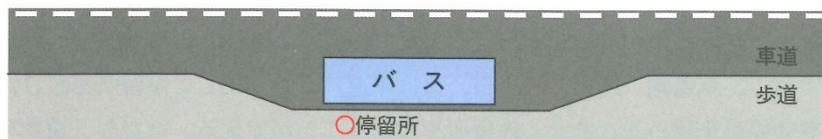


図 - バスベイ型

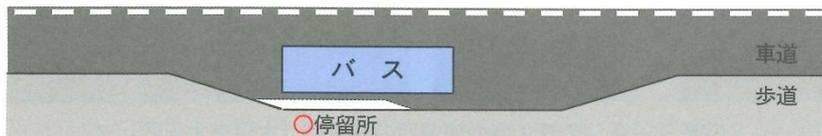
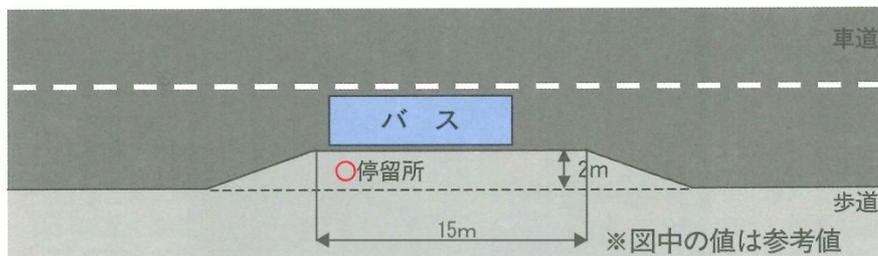


図 - 切り込みテラス型

資料：道路の移動等円滑化整備ガイドライン

	歩道の幅員	乗合自動車の正着		本線交通への影響
		周辺に路上駐車なし	周辺に路上駐車あり	
テラス型	○車道側にはみ出して設置するため、歩道の有効幅員を侵しにくい	○容易である	●テラス部の幅によっては正着が困難になる場合がある	<ul style="list-style-type: none"> ●バスの停車中は、後続車の通行が困難 ●広い路肩や停車帯をもたない道路では、停留所付近では1車線分通行できないので、交通容量が減る ●張り出し部分で事故の可能性がある

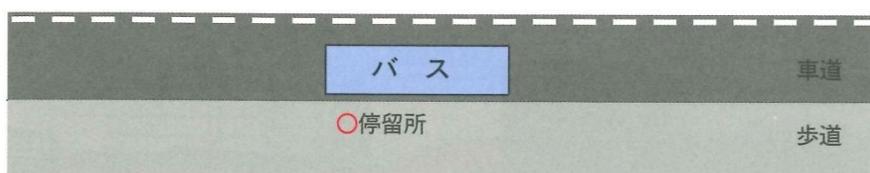
凡例：○メリット、●デメリット



資料：道路の移動等円滑化整備ガイドライン

	歩道の幅員	乗合自動車の正着		本線交通への影響
		周辺に路上駐車なし	周辺に路上駐車あり	
ストレート型	<p>○道路の全幅員に余裕がなく歩道に切り込みを入れて停車帯を設けることができない場合等に歩道の幅員を変えずに、歩道内に停留所を設ける</p> <p>●歩道内にベンチや上屋等停留所付属施設を設置する場合には、歩道の幅員が狭い場合、有効幅員を侵す可能性がある</p>	○容易である	●周辺の駐車状況により困難になる場合がある	●バスの停車中は後続車の通行が困難

凡例：○メリット、●デメリット

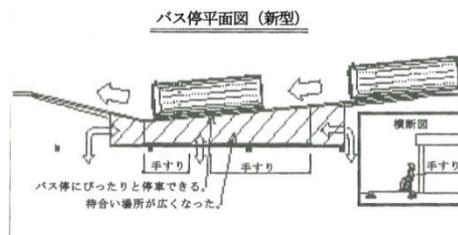


資料：道路の移動等円滑化整備ガイドライン



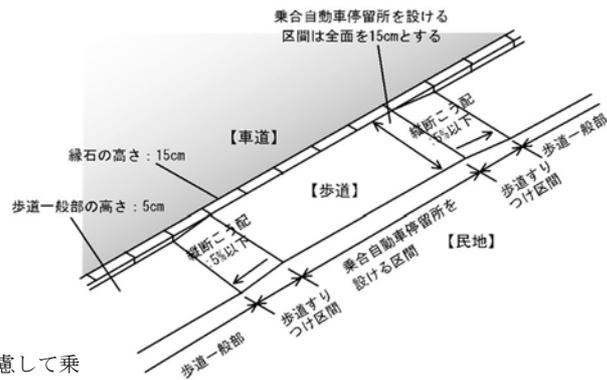
	歩道の幅員	乗合自動車の正着		本線交通への影響
		周辺に路上駐車なし	周辺に路上駐車あり	
三角形切り込み型	○歩行空間やバス待ち空間を広く確保できる	○斜めに侵入するため、正着が容易である	●周辺の駐車状況により困難になる場合がある	●バスの右側後方が車道側にはみ出すため、場合によっては後続車に影響がある ●バスの運転席から後方が確認しにくいいため、発車時に十分な注意が必要

凡例：○メリット、●デメリット



三角形切り込み型の停留所の設置例

- 高齢者や障がいのある人などが低床バスに円滑に乗降できる高さとして、バス停部分の歩道の高さは 15 cmを標準とします。



※有効幅員は、水平部分のみとするものとする。
 ※セミフラット型の歩道における、ストレート型での整備例。
 ※乗合自動車停留所の区間の長さは、歩行者の滞留人数を考慮して乗合自動車の乗降に支障がない範囲を 15cm に嵩上げするものとする。
 ※停留所が連担して、停留所付近の歩道が波打ち状になる場合には、セミフラット歩道等にかかわらず歩道高を嵩上げするものとする。

資料：道路の移動等円滑化整備ガイドライン

- 自転車道がある道路のバス停は、歩道幅員が十分ある場合、乗降客、歩行者と自転車の交錯を防ぐ措置を図ります。



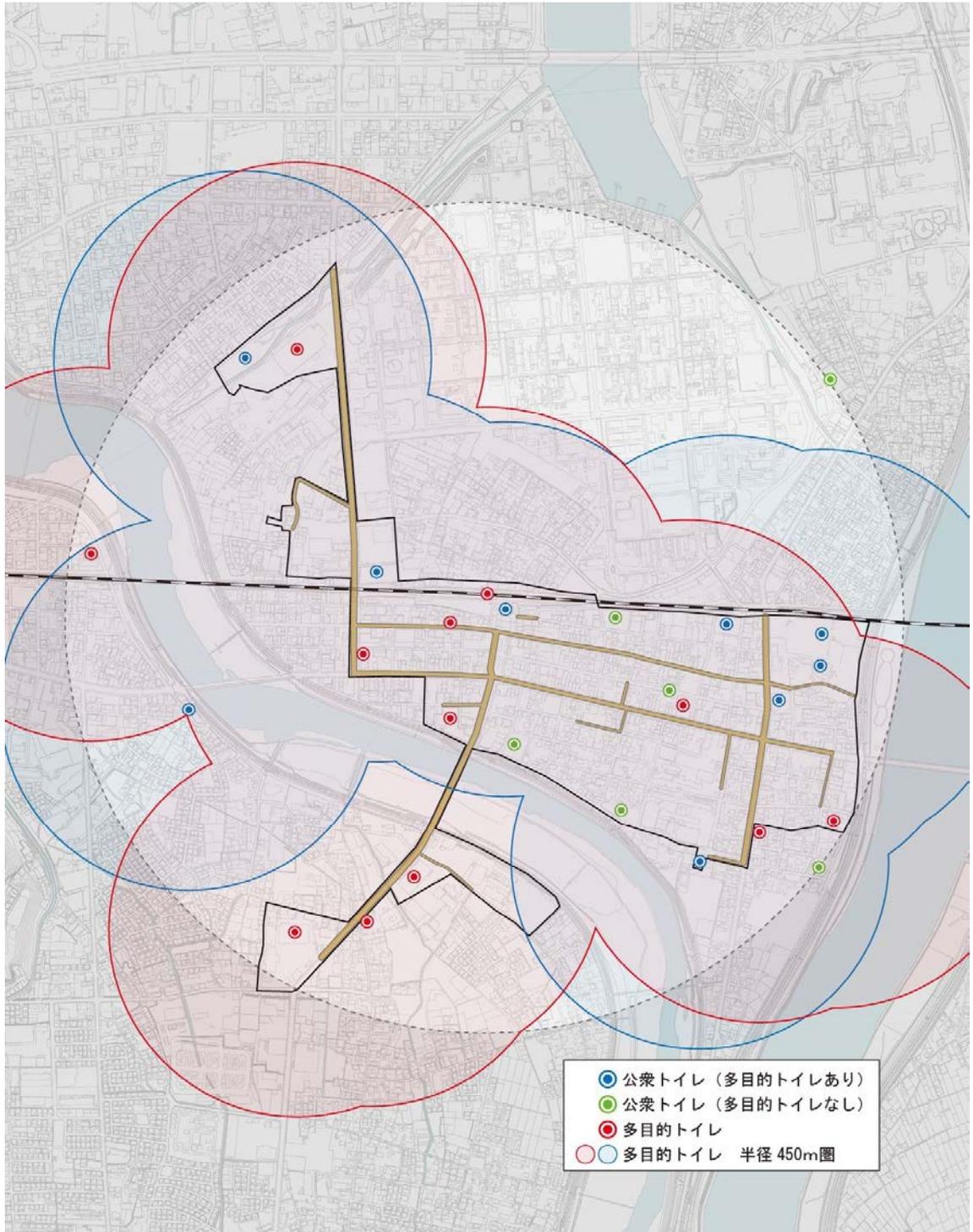
乗降場と歩道間に自転車道を確保した例

- バス停の上屋やベンチは固定式とし、歩道の有効幅員を確保する上で障がいとならないようにします。
- 高齢者や障がいのある人の方にも、わかりやすく低床バスの時刻や、バスが来ている位置が分かるような情報提供を行います。
- バス停の案内板には、点字による表示をあわせて行うことが望まれます。視覚に障がいのある人の利用が多く、音声による誘導が効果的な箇所には、音声誘導装置等を設置することが望まれます。

<参考1> 公衆トイレ及び多目的トイレの配置

必要なときに誰でも利用できる公衆トイレ及び多目的トイレの位置、公共交通機関であるバス停の位置をプロットしています。

公衆トイレ及び多目的トイレの配置については、東京都が策定した「生活者の視点に立ったトイレ整備の指針（平成18年7月）」において、トイレまでの移動時間は徒歩10分圏内という結果に基づき、高齢者の歩行速度から割り出した、400～500mに1か所が望ましいとする基準を用いて、トイレを中心とする半径450m圏のエリアを描いています。



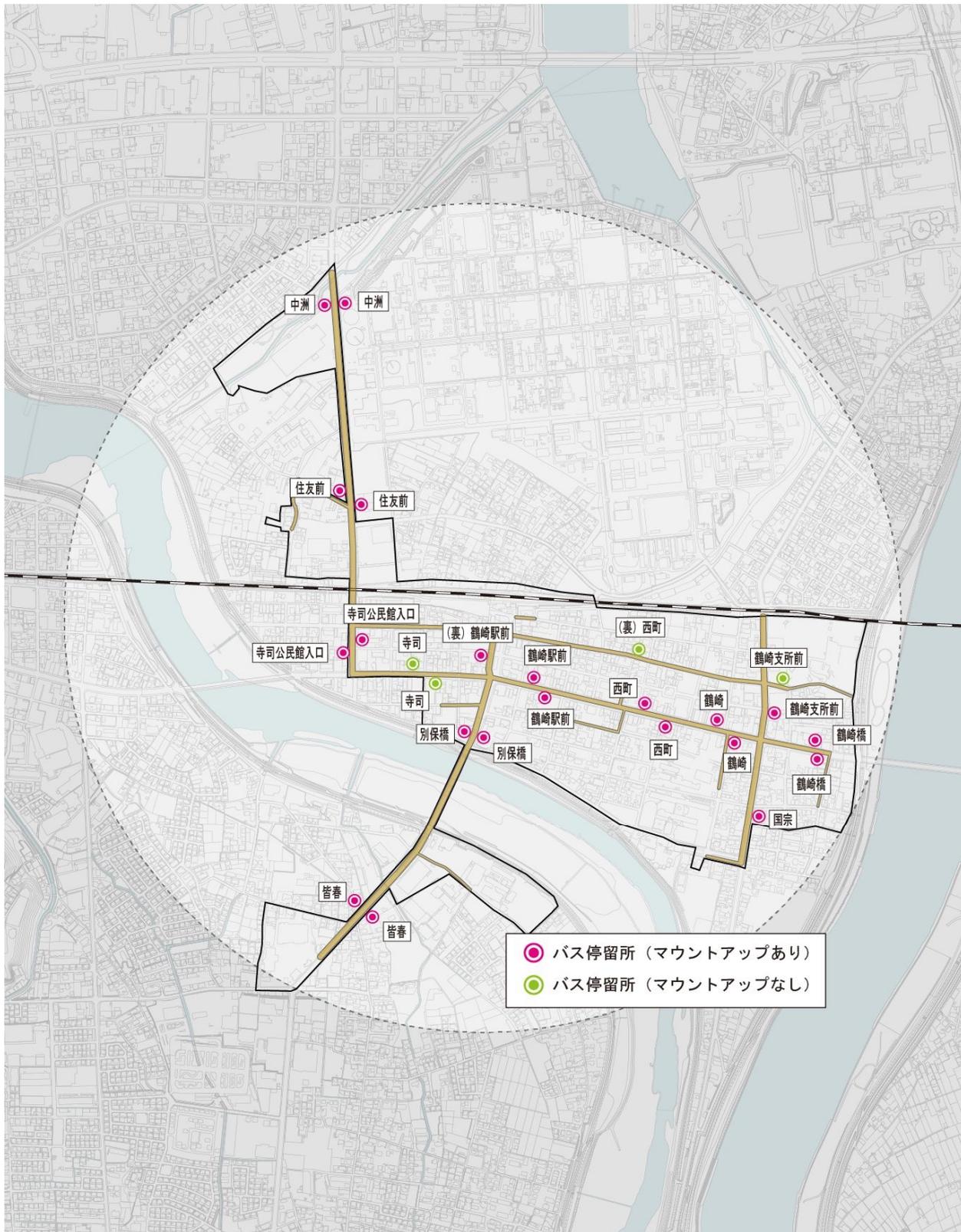
資料：「おおいたユニバーサルデザインマップ」「みんなで作ろう！多目的トイレマップ」より

図 - 多目的トイレの位置



<参考2>バス停の配置

鶴崎駅周辺地区内のバス停についてマウントアップの状況を示します。



資料：「バスどこ大分」より

図 - バス停の位置

2. 鶴崎駅周辺地区におけるバリアフリー事業の内容

2-1. 公共交通（バス）のバリアフリー化に関する事業

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
関連事業	車両	低床バスの導入推進	R7～R11
	バス停	既存老朽化上屋の改修等の検討	R7～R11
	時刻表	低床バスが来る時刻が分かる時刻表の設置	R7～R11



2-2. 道路のバリアフリー化に関する事業

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
特定事業	生活関連経路 A (路線名) ・【A-1】国道 197 号 ・【A-2】(県道)鶴崎停車場線 ・【A-3】(県道)鶴崎大南線 ・【A-4】鶴崎駅前広場 ・【A-5】(県道)鶴崎港線 ・【A-6】(市道)鶴崎・三佐線 ・【A-7】(市道)東鶴崎下徳丸線 ・【A-8】(市道)南鶴崎 6 号線	・道路改築の際、必要に応じて以下の歩道に関する整備または検討を行う。 イ) 有効幅員 2m以上の確保。ただしやむを得ない場合は 1.5m以上の確保 ロ) 車いす利用者等の走行に配慮した騒音・振動の少ない舗装への改善 ハ) 視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良 ニ) 段差の改良 ホ) こう配の改良 ヘ) 横断歩道付近の平坦部の確保、または設置可能な箇所へのスムーズ横断歩道の設置 ト) 排水施設の改良 チ) 低床バス等に対応したバス乗降場の整備 ・バリアフリー化された施設について、必要に応じて修繕またはその検討を行う。	R7~R11

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
関連事業	特定事業を定める経路以外の生活関連経路	<p>・道路改良の際、必要に応じて以下の歩道に関する整備または検討を行う。</p> <p>イ) 有効幅員 2.0m以上の確保。ただしやむを得ない場合は 1.5m以上の確保</p> <p>ロ) 車いす利用者等の走行に配慮した騒音・振動の少ない舗装への改善</p> <p>ハ) 視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良</p> <p>二) 段差の改良</p> <p>ホ) こう配の改良</p> <p>へ) 横断歩道付近の平坦部の確保、または設置可能な箇所へのスムーズ横断歩道の設置</p> <p>ト) 排水施設の改良</p> <p>チ) 低床バス等に対応したバス乗降場の整備</p> <p>・経過措置対象道路改良の際、必要に応じて以下の歩道に関する整備または検討を行う。</p> <p>イ) 有効幅員の縮小に係る経過措置</p> <p>ロ) 歩車道非分離に係る経過措置</p> <p>・バリアフリー化された施設について、必要に応じて修繕またはその検討を行う。</p>	R7～R11



2-3. 都市公園のバリアフリー化に関する事業

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
関連事業	公園 (公園名) ・羽佐間児童公園 ・新堀公園 ・東浦公園 ・岩丸児童公園 ・伴出公園	「都市公園移動等円滑化基準」等に適合したバリアフリー化を実施する。 イ) 出入口や園路の改良(十分な幅の確保、段差解消、緩やかな勾配の確保等) ロ) 多目的トイレの多機能化(洗面器周辺の手すり設置等高齢者や障がいのある人などの利用に適した機能の追加)	R7~R11

2-4. 建築物・駐車場のバリアフリー化に関する事業

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
関連事業	毛利空桑記念館	スロープ入口付近の段差解消等の改修内容の検討を行う。	R7~R11

2-5. 交通安全のバリアフリー化に関する事業

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
関連事業	生活関連経路	生活関連経路に関係する交差点等で、既設の音響式信号機・交通弱者感応式信号機、標識、エスコートゾーンの維持管理の必要性を検討する。	R7~R11



第5章 鶴崎駅周辺地区における バリアフリー化の推進に向けたソフト面での取組



1. 心のバリアフリー

心のバリアフリーに関する取組について、心のバリアフリーに関する問題と課題の整理及び重点整備地区における取組方策について整理します。

1-1. 心のバリアフリーに関する課題（取組方策）

「第3章 鶴崎周辺地区におけるバリアフリーの現状と課題」で示す、心のバリアフリーに関する課題（取組方策）について整理します。

1) マスタープランにおける心のバリアフリーに関する課題（取組方策）

- 一般の方、高齢者や障がいのある人などがそれぞれの立場を理解した相互のコミュニケーションを図っていく必要があります。そのためにも、さまざまな障がいに対する理解を深めることが重要です。
- これまでの「心のバリアフリー」に関する取組の継続及び充実を図る必要があります。特に、施設の適正利用の促進、分かりやすい情報発信などが重要です。

2) 鶴崎駅周辺地区における心のバリアフリーに関する課題（取組方策）

- 重みづけの集計結果では、一般参加者、行政参加者ともに高くなっており、全体で21%と二番目に高くなっています。
- 鶴崎駅周辺地区では、ハード整備が進んでいないため、ソフト対策が求められています。
- 心のバリアフリーの推進には、行政、事業者、市民のそれぞれの理解と協力が必要です。

1-2. 心のバリアフリー事業の内容

令和2年のバリアフリー法改正により「心のバリアフリー」に関する事業である「教育啓発特定事業」が創設されました。本市では、「心のバリアフリー」の推進に向けて、市全域において「教育啓発特定事業（学校連携教育事業・理解協力啓発事業）」「関連事業」として次の事業に取り組みます。

また、「教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン（国土交通省 令和4年3月）」には、教育啓発特定事業を実施するにあたり、「事業に関わるすべての方々が『心のバリアフリー』と『障がいの社会モデル』についての正しい理解を得ることが重要です。」と明記されています。

このことを踏まえ、大分市では独自の視点として、ユニバーサルデザイン2020行動計画に記載されている「心のバリアフリー」を体現するための3つのポイント*とあわせて整理します。

※「心のバリアフリー」を体現するためのポイント

- (1) 障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」を理解すること。
- (2) 障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- (3) 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。



1) 学校連携教育事業

学校連携教育事業とは、「心のバリアフリー」について児童等の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業です。

【事業主体：大分市】

事業種別	対象者	事業名	主な事業内容	実施予定時期	体现するポイント			備考
					①	②	③	
特定事業	小・中学生	福祉学習講座の実施	小中学校を対象に、「福祉学習の手引き」により福祉学習プログラムを提案し、助言、情報提供、連絡調整等のコーディネートをすることで、児童生徒に車いす、盲導犬、アイマスク、点字、手話、高齢者、障がい者スポーツの体験を通して福祉を学んでもらう、福祉学習講座を実施する。	継続的に実施	○			福祉保健課
	小・中学生、各種団体等	学校・団体受入事業	人権についての講話や高齢者擬似体験、妊婦擬似体験やアイマスク体験等を行う。	継続的に実施	○			人権尊重推進課
	小・中学生とその保護者	おでかけ自転車マナーアップ教室	自転車のルール・マナーを主題とする教室を開催し、自転車利用に必要な知識を身につけてもらうことで、交通安全の推進、自転車マナーの意識付け及び自転車利用の促進を図る。	継続的に実施	○			都市交通対策課
	高校生	自転車マナーアップ推進モデル校	学校や生徒が主体となり、警察と連携し、自転車ルールの周知や駐輪場の適正利用などに関する街頭啓発活動等を行うことで自転車の安全利用の意識向上を図る。	継続的に実施	○			都市交通対策課
	市内居住者・市内の学校に通う小学生、中学生、高校生	「自転車がおおいた」標語コンクール	自転車のルール・マナーに対する理解を深めてもらうため、「自転車」にちなんだ標語コンクールを実施する。	継続的に実施	○			都市交通対策課
	小・中学生	学校関係連携	市役所内の各事業課が行うバリアフリー関連事業について、小・中学校への周知連携を行う。	継続的に実施	○			教育部各課

2) 理解協力啓発事業

理解協力啓発事業とは、住民その他の関係者の理解の増進、またはこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業です。

【事業主体：大分市】

事業種別	対象者	事業名	主な事業内容	実施予定時期	体現するポイント			備考
					①	②	③	
特定事業	市民・市職員等		各課が作成するホームページのコンテンツについて、公開前にチェックを行いウェブアクセシビリティへ配慮されているか確認する。 また、各課の広聴広報委員を対象に外部講師による研修を実施しウェブアクセシビリティ等意識の向上を図る。	継続的に実施		○		広聴広報課
	市民（地域住民・小中学生）	人権こども会議	こどもの視点で問題提起し地域住民とこどもが一緒に考える。	継続的に実施	○			市民協働推進課
	市民（主に小学生向け）	福祉副読本「ふくしの心」	福祉副読本「ふくしの心」を作成し、大分市ホームページに掲載。また、小学校の授業で活用できるように、活用の依頼及び校務システムへの掲載を依頼する。	継続的に実施	○			福祉保健課
	市民	介護保険パンフレット	「長寿・いきいき・安心高齢者福祉サービス、介護保険」を作成する。	継続的に実施	○			長寿福祉課
	市民	認知症ガイドブック	「認知症ガイドブック（大分市版認知症ケアパス）」を作成する。	継続的に実施	○			長寿福祉課
	市民	認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人とその家族を温かく見守る「応援者」を養成する出前講座を実施する。	継続的に実施	○			長寿福祉課



事業種別	対象者	事業名	主な事業内容	実施 予定時期	体現する ポイント			備考
					①	②	③	
特定 事業	市民・市 職員等	心のバリアフリ ー研修	誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会づくりに向け、「障がい」とは何かを正しく理解し、どのような配慮が必要なのかを知り、実際にサポートができるようになることを目的とした研修を実施する。	継続的に 実施	○			障害福祉 課
	市民	赤ちゃんの駅	授乳またはおむつ替えをする場所等を提供できる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、シンボルマークを掲示する。	継続的に 実施			○	子ども企 画課
	市民	子育て支援サイ ト naana	子育てに役立つ多様な行政・民間サービスの情報発信を行う。	継続的に 実施			○	子ども企 画課
	市民	一般向けマナー アップ事業	警察や関係団体と連携し、自転車の安全利用をよびかける街頭啓発等を実施する。	継続的に 実施	○			都市交通 対策課
	本市 教職員	大分市教職員研 修	初任者研修をはじめとする経年等研修において、人権尊重の視点に立った教育活動の在り方等について理解を深め、教職員の専門性の向上を図る。	継続的に 実施	○			大分市教 育センタ ー
	本市 教職員	特別支援教育推 進事業	特別支援教育に係る資質能力の向上や実践的指導力の向上を図るための研修を実施する。	継続的に 実施	○			大分市教 育センタ ー

【事業主体：大分県警】

事業種別	対象者	事業名	主な事業内容	実施 予定時期	体現する ポイント			備考
					①	②	③	
特定事業	各種学校、地区における受講者	交通安全講和の開催	サロン等公民館活動時における交通安全講話、講習会を開催する。	継続的に実施	○	○	○	-

【事業主体：交通事業者】

事業種別	対象者	事業名	主な事業内容	実施 予定時期	体現する ポイント			備考
					①	②	③	
特定事業	管理職、タクシー乗務員	ユニバーサルドライバートレーニング	研修にはユニバーサルドライバートレーニング講師養成講座修了の講師が研修を行う。	継続的に実施	○	○	○	-
特定事業	施設利用者	施設利用者への啓発	JR九州ホームページにJR各路線のバリアフリー設置状況（エレベーター、エスカレーター、スロープの有無や設置しているトイレの種類など）を掲載する。	継続的に実施	○	○		-
	施設利用者	施設利用者への啓発	障がい当事者団体や盲学校の生徒等を対象にバリアフリー体験会を開催する。	継続的に実施	○	○		-
	社員	社員への教育・研修	お身体の不自由なお客さまやご高齢のお客さまなどへの介助・接遇に関する知識・技術の習得を目的として、サービス介助士資格取得講座を開催する。	継続的に実施	○	○	○	-
	社員	社員への教育・研修	障がい当事者団体にご協力いただき、お身体の不自由な方のお手伝い方法や、手話の勉強会を実施する。	継続的に実施	○	○	○	-



3) 関連事業

関連事業とは、教育啓発特定事業までの位置付けには至っていない事業です。

【事業主体：大分市】

事業種別	対象者	事業名	主な事業内容	実施 予定時期	体現する ポイント			備考
					①	②	③	
関連 事業	市民	高齢者の総合相談窓口の設置(地域包括支援センターの設置)	総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントの4つの業務を中心に、高齢者の多様なニーズに対応したサービスを提供する。	継続的に実施			○	長寿福祉課
	市民	認知症カフェの支援	認知症の人等及びその家族の負担等を軽減することを目的に運営する認知症カフェを支援するため大分市認知症カフェ運営事業補助金を交付する。	継続的に実施			○	長寿福祉課
	市民	大分あんしんみまもりネットワーク事業	認知症高齢者等が行方不明になったときに、企業・団体・行政が一体となって捜索に協力し、早期発見につなげられるよう支援する。	継続的に実施			○	長寿福祉課
	市民	長寿応援バス事業	市内に1ヶ月以上住所を有する高齢者が市内の路線バスを定額料金で乗車することができる。	継続的に実施			○	長寿福祉課
	市民	地域介護予防活動支援事業	介護予防に携わるボランティア等の人材育成や、地域ふれあいサロン、健康づくり運動教室等の住民が運営する通いの場の活動を支援する取組。	継続的に実施			○	長寿福祉課

事業種別	対象者	事業名	主な事業内容	実施 予定時期	体現する ポイント			備考
					①	②	③	
関連 事業	ボランティア団体	地域お互いさま活動事業	高齢者等の生活援助を行うボランティア団体に対し、立ち上げや運営に係る経費を補助する。	継続的に実施			○	長寿福祉課
	市民	福祉連絡表の作成・配布	ひとり暮らし高齢者に対し、緊急連絡先等の情報を記載できる連絡表を民生委員を通じて配布する。	継続的に実施			○	長寿福祉課
	本市教職員	教職員サポート事業	市民啓発資料や人権教育に関する市民意識調査報告書といった教育情報を発信し、学び続ける教職員へのサポートを行う。	継続的に実施	○			大分市教育センター
	訪日外国人	救急需要対策事業	多言語音声翻訳アプリ「VoiceTra」を使用し、外国語によるコミュニケーションを可能とする。	継続的に実施			○	救急救命課

【事業主体：交通事業者】

事業種別	対象者	事業名	主な事業内容	実施 予定時期	体現する ポイント			備考
					①	②	③	
関連 事業	社員等	障がい者団体との意見交換会	サービス向上・利用促進を目的として、行政関係者や社員と障がい者団体との間で意見交換会を開催する。	継続的に実施	○	○	○	-
	小学生	バス乗り方教室の実施	バスの乗り方や車いすでの乗降を体験してもらう教室を開催する。	継続的に実施			○	-



資料編(バリアフリーまち歩き点検・意見交換会開催記録)

1. バリアフリーまち歩き点検・意見交換会の概要

【目的】

- ・「まち歩き点検」により、バリアフリーの問題箇所と状況を把握する。
- ・「意見交換会」により、生活関連施設や生活関連経路及びエリア設定の事務局案について確認する。
また、バリアフリーの課題や要望を把握する。

【開催日】

- ・令和6年5月27日（月） 13：30～16：00

【出席者名簿一覧】

区分	No.	氏名	所属・役割
学識経験社	1	河村 裕次	日本文理大学 経営経済学部 准教授
一般参加者	2	宮本 忠	大分市老人クラブ連合会
	3	衛藤 まり子	大分市老人クラブ連合会
	4	山本 しんじ	大分市老人クラブ連合会
	5	実山 美津子	大分市老人クラブ連合会
	6	村井 綾	naanaパートナー
	7	木村 幸二	大分市視覚障害者協会
行政関係機関	8	佐藤 寛郎	大分土木事務所 企画調査課
	9	板清 淳一	大分土木事務所 企画調査課
	10	後藤 恒爾	県福祉保健企画課専門幹
交通事業者	11	藤井 秀一郎	JR九州大分支社
	12	平川 厚志	大分バス(株)バス事業本部乗合営業部長
手話通訳者	13	坂本 澄子	大分県聴覚障害者協会
	14	早崎 員子	大分県聴覚障害者協会
	15	佐藤 厚子	大分県聴覚障害者協会
大分市職員	16	安東 佑剛	大分市役所開発建築指導課
	17	山田 常夫	大分市役所まちなみ整備課
	18	宿利 浩司	大分市役所まちなみ整備課
	19	玉田 涼大	大分市役所まちなみ整備課
	20	江田 青佳	大分市役所まちなみ整備課
	21	足立 充	大分市役所都市計画課
	22	安東 研輔	大分市役所学校教育課
	23	曾根崎 雅己	大分市障害福祉課
	24	高橋 勤	大分市役所土木管理課参事補GL
	25	長吉 雄平	大分市役所土木管理課土木計画担当班
	26	大城 存	大分市役所長寿福祉課参事
	27	和間 和則	大分市まちなみ企画課
	28	信原 愛子	大分市まちなみ企画課
	29	梶原 善行	大分市まちなみ企画課
30	志賀 亮介	大分市まちなみ企画課	

事務局

区分	No.	氏名	所属・役割
大分市職員	31	松野 公亮	大分市まちなみ企画課
	32	松村 康彦	大分市まちなみ企画課
	33	大下 竜治	大分市まちなみ企画課
コンサルタント	34	大久保 進	西日本コンサルタント株式会社
	35	田嶋 亮太	西日本コンサルタント株式会社
	36	清水 航	西日本コンサルタント株式会社
	37	田中 萌絵	西日本コンサルタント株式会社
	38	後藤 昇次郎	西日本コンサルタント株式会社

【まち歩き点検プログラム】

- ・まち歩き点検では、Aルート・Bルートの2班に分かれて、会場周辺の道路や施設を点検しました。
- ・主な点検対象は「道路」と「施設」としました。主な点検項目として、「道路」では歩道の傾斜や段差、ひび割れ、交通安全施設の設置状況などとししました。また、「施設」では出入口や通路の段差、トイレの設備の設置状況などとししました。

＜鶴崎駅周辺 点検コース＞

コース	主な点検場所
A コース	(県)鶴崎港線 → (市)東鶴崎下徳丸線 → 毛利空桑記念館(トイレ等) → (市)南鶴崎12号線
B コース	鶴崎公民館(トイレ等) → (市)中鶴崎1号線

＜鶴崎駅周辺 点検項目のイメージ＞

区分	調査場所	点検項目
歩道等	歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道 ・ 幅員 ・ 傾斜 ・ 段差 ・ 舗装(ひび割れ) ・ 路面の凹凸状況 ・ グレーチングの隙間問題 ・ 誘導ブロック ・ 交差点における警告ブロック ・ 障害物 ・ 屋根 ・ 動く歩道 など
	階段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手すり ・ スロープ ・ エレベーター、エスカレーター など
	交通安全施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横断歩道 ・ エスコートゾーン ・ 音響式、押しボタン式信号機 ・ 青信号時間の長さ ・ 踏切 ・ 地下通路 ・ 歩道橋 など
施設	出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 段差 ・ スロープ ・ 自動扉 など
	通路等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通路の広さ ・ 視覚障害者誘導用ブロック ・ 案内表示 ・ 音声案内 ・ 点字表記 ・ 階段路面端部の色彩 ・ 手すり ・ エレベーター など
	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 案内表示のわかりやすさ ・ 車椅子使用者対応トイレ ・ オストメイト対応設備 ・ 多様な障害当事者に対応した設備の有無 ・ 乳幼児対応設備 など
	エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・ エレベーター ・ 車椅子使用者対応(操作盤の高さ、広さ) ・ 視覚障害者対応(点字・音声案内)など
	エスカレーター	<ul style="list-style-type: none"> ・ エスカレーター など
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車椅子使用者用駐車施設等 など
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動販売機における低位置補助押ボタン ・ AED など

資料：教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン

【意見交換会プログラム】

① まち歩き点検の整理・調査コースの現状把握

まち歩き点検の内容を地図に整理して、参加者同士で情報共有をします。



② 重点整備地区の生活関連施設、生活関連経路及び設定エリアについて

現在策定している重点整備整備地区について、意見や感想等を伺います。

生活関連施設・・・高齢者や障がいのある人などが日常生活において利用する施設。(例：市役所、老人福祉施設、障がい者福祉施設、病院、百貨店、公園、駐車場、ホテル 等)

生活関連経路・・・生活関連施設同士を結ぶ経路



③今後の取組方策について

まち歩き点検を踏まえた、バリアフリーに関する地区の課題の解決に向けて必要な事業分野について、参加者の投票により重みづけを行います。

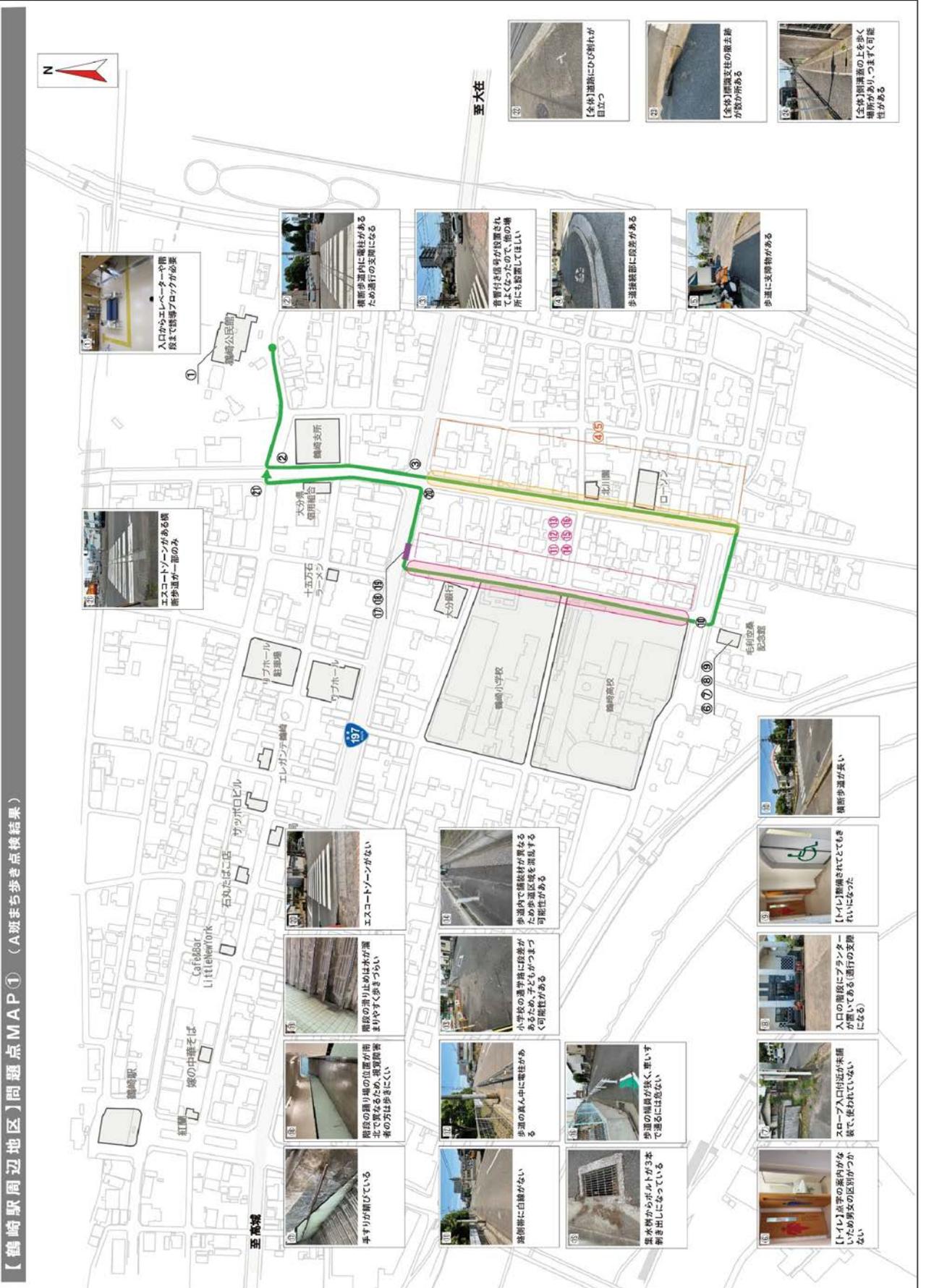
③今後の取組方策の確認 A班			
事業分野	事業内容	重要度	コスト
①公共施設	駅前地区のバリアフリー化(歩道、エレベーター、点字ブロック)の整備、公共施設のバリアフリー化(エレベーター、点字ブロック)の整備、駅前地区のバリアフリー化(歩道、エレベーター、点字ブロック)の整備	高	高
②道路	駅前地区の歩道整備(点字ブロック、点字ブロック)の整備、駅前地区の歩道整備(点字ブロック、点字ブロック)の整備、駅前地区の歩道整備(点字ブロック、点字ブロック)の整備	中	中
③公園	駅前地区の公園整備(点字ブロック、点字ブロック)の整備、駅前地区の公園整備(点字ブロック、点字ブロック)の整備、駅前地区の公園整備(点字ブロック、点字ブロック)の整備	低	低
④生活関連施設	駅前地区の生活関連施設整備(点字ブロック、点字ブロック)の整備、駅前地区の生活関連施設整備(点字ブロック、点字ブロック)の整備、駅前地区の生活関連施設整備(点字ブロック、点字ブロック)の整備	中	中
⑤生活関連経路	駅前地区の生活関連経路整備(点字ブロック、点字ブロック)の整備、駅前地区の生活関連経路整備(点字ブロック、点字ブロック)の整備、駅前地区の生活関連経路整備(点字ブロック、点字ブロック)の整備	中	中
⑥その他	駅前地区のその他整備(点字ブロック、点字ブロック)の整備、駅前地区のその他整備(点字ブロック、点字ブロック)の整備、駅前地区のその他整備(点字ブロック、点字ブロック)の整備	低	低

2. バリアフリーに対する意見のまとめ

【まち歩き点検における指摘事項】

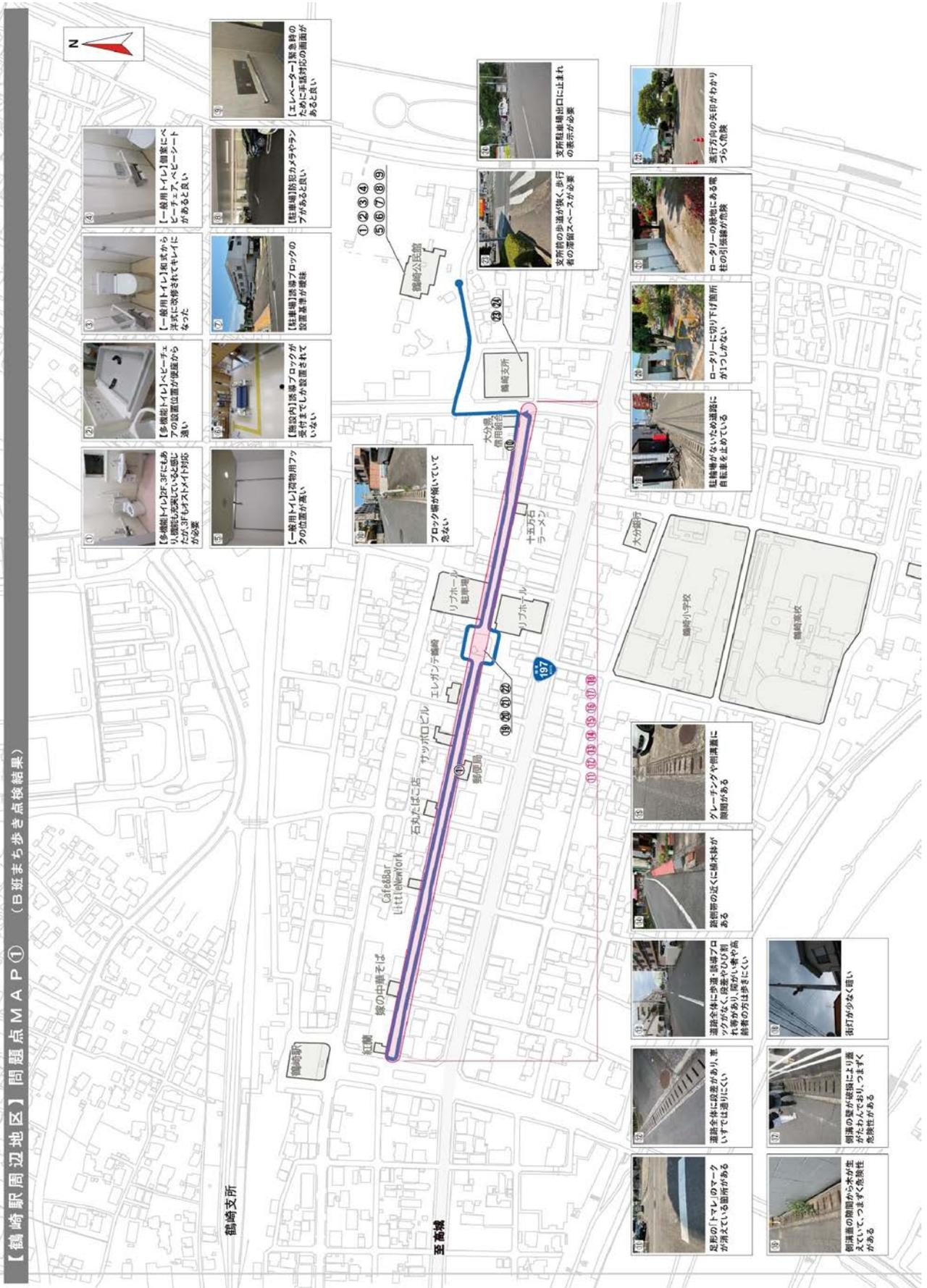
■ 鶴崎駅周辺地区 A コース

番号	場所	意見
1	鶴崎公民館	入口からエレベーターや階段まで誘導ブロックが必要
2	県道 鶴崎港線	横断歩道内に電柱があるため支障になる
3	鶴崎駅周辺地区	音響付き信号が設置されてよくなったので、他の場所にも設置してほしい
4	市道 東鶴崎下徳丸線	歩道接続部に段差がある
5	市道 東鶴崎下徳丸線	歩道に支障物がある
6	毛利空桑記念館	【トイレ】点字の案内がないため男女の区別がつかない
7	毛利空桑記念館	スロープ入口付近が未舗装で、使われていない
8	毛利空桑記念館	入口の階段にプランターが置いてある（通行の支障になる）
9	毛利空桑記念館	【トイレ】整備されてとてもきれいになった
10	市道 南鶴崎12号線	横断歩道が長い
11	市道 南鶴崎12号線	路側帯に白線がない
12	市道 南鶴崎12号線	歩道の真ん中に電柱がある
13	市道 南鶴崎12号線	小学校の通学路に段差があるため、子どもがつまづく可能性がある
14	市道 南鶴崎12号線	歩道内で舗装材が異なるため歩道区域を混乱する可能性がある
15	市道 南鶴崎12号線	集水柵からボルトが3本剥き出しになっている
16	市道 南鶴崎12号線	歩道の幅員が狭く、車いすで通るには危ない
17	国道197号（地下横断歩道）	手すりが錆びている
18	国道197号（地下横断歩道）	階段の踊り場の位置が南北で異なるため、視覚障害者の方は歩きにくい
19	国道197号（地下横断歩道）	階段の滑り止めは水が溜まりやすく歩きづらい
20	鶴崎駅周辺地区	エスコートゾーンがない
21	県道 鶴崎港線	エスコートゾーンがある横断歩道が一部のみ
22	鶴崎駅周辺地区	【全体】道路にひび割れが目立つ
23	市道 東鶴崎下徳丸線	【全体】標識支柱の撤去跡が数か所ある
24	市道 南鶴崎12号線	【全体】側溝蓋の上を歩く場所があり、つまづく可能性がある



■鶴崎駅周辺地区Bコース

番号	場所	意見
1	鶴崎公民館	【多機能トイレ】2F、3Fともにあり、機能も充実していると感じたが、3Fもオストメイト対応が必要
2	鶴崎公民館	【多機能トイレ】ベビーチェアの設置位置が便座から遠い
3	鶴崎公民館	【一般用トイレ】和式から洋式に改修されてキレイになった
4	鶴崎公民館	【一般用トイレ】個室にベビーチェア、ベビーシートがあると良い
5	鶴崎公民館	【一般用トイレ】荷物用フックの位置が高い
6	鶴崎公民館	【施設内】誘導ブロックが受付までしか設置されていない
7	鶴崎公民館	【駐車場】誘導ブロックの設置基準が曖昧
8	鶴崎公民館	【駐車場】防犯カメラやランプがあると良い
9	鶴崎公民館	【エレベーター】緊急時のために手話対応の画面があると良い
10	九州労働金庫 鶴崎支店	ブロック塀が傾いていて危ない
11	市道 中鶴崎1号線	足形の「トマレ」のマークが消えている箇所がある
12	市道 中鶴崎1号線	道路全体に段差があり、車いすでは通りにくい
13	市道 中鶴崎1号線	道路全体に歩道・誘導ブロックがなく、段差やひび割れ等があり、障がい者や高齢者の方は歩きにくい
14	市道 中鶴崎1号線	路側帯の近くに植木鉢がある
15	市道 中鶴崎1号線	グレーチングや側溝蓋に隙間がある
16	市道 中鶴崎1号線	側溝蓋の隙間から木が生えていて、つまづく危険性がある
17	市道 中鶴崎1号線	側溝の壁がずれて蓋がたわんでおり、つまづく危険性がある
18	(外) 市道 北鶴崎3号線	街灯が少なく暗い
19	郵便局	駐輪場がないため道路に自転車を止めている
20	市道 中鶴崎1号線	ロータリーに切り下げ箇所が1つしかない
21	市道 中鶴崎1号線	ロータリーの緑地にある電柱の引張線が危険
22	市道 中鶴崎1号線	進行方向の矢印がわかりづらく危険
23	市道 東鶴崎1号線	支所前の歩道が狭く、歩行者の滞留スペースが必要
24	鶴崎支所	支所駐車場出口に止まれの表示が必要



【その他重点整備地区における主な指摘事項】

■地区全体について

- ・バリアフリーの一貫性をもった取り組みのためには、計画的にそして関係機関や事業者
に働きかけることが大切
- ・重点地区内については管理者に関係なく一貫性をもったバリアフリーの推進を望む
- ・一貫性をもってバリアフリーに取り組み、施設と施設をつなぐことが大切
- ・コロナが落ち着いてから商店のライトでまちが明るくなってきた
- ・まち歩き点に鶴崎地区で生活されている方に参加してもらう
- ・重点整備地区を小中島郵便局まで拡大してはどうか

■公共交通について

- ・バスの交通が不便
- ・鶴崎駅の電光掲示板が見えづらい
- ・鶴崎駅の和式トイレは不便で狭い
- ・駅員がいない為、駅の利用がしづらい（ネット受取など）

■道路について

- ・歩道と車道の高低差がある部分、ない部分があり一貫性がない
- ・歩道が全体的に斜めになっているおり、平坦な区間が少ない
- ・側溝に土がたまり、植物が生えている場所もあるため歩きにくい
- ・歩道のひび割れやわだちに水たまりができるため、車が通る時に歩行者に水がかかる
- ・歩道に雑草が飛び出ているため、歩道の幅員が狭くなっている
- ・暗いので照明をつけてほしい（市道 中鶴崎 1 号線）
- ・国道 197 号の信号時間が長く、歩行者の待ち時間が長い
- ・国道 197 号に点字ブロックがない
- ・国道 197 号の標識が見えづらい

■建築物について

- 鶴崎駅にエレベーターがついて便利になった
- 鶴崎駅で遠方に行くための切符が購入できない（利用しにくい）
- 校区公民館の昇降リフトが遅いく、操作する人も必要である

■交通安全について

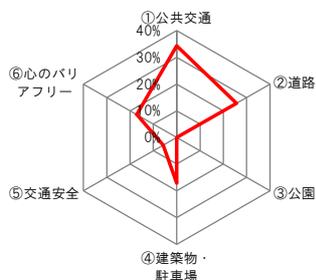
- 横断歩道がないところで車が勢いよく飛び出してくるところがある

【今後の取組方策について】

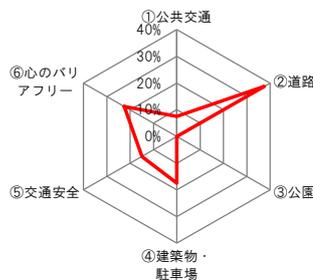
■地区の課題解決に向けて、必要な事業分野についての参加者の投票結果

※最も重要と思う事業3点(1票)、重要と思う事業1点(2票)、合計5点(3票)の総投票得点に対する割合

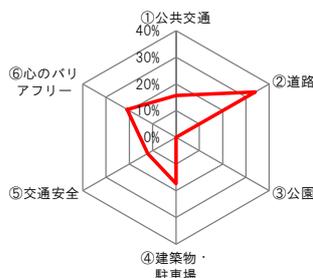
一般参加者 (59点)



行政・施設管理者 (65点)



全体 (124点)



①公共交通

- ・特定旅客施設におけるバリアフリー設備の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更

②道路

- ・道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物の設置
- ・バリアフリー化のために必要な道路構造の改良

③公園

- ・都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設の整備

④建築物・駐車場

- ・特別特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備
- ・全部または一部が生活関連経路である特定建築物における生活
- ・関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備
- ・特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設の整備

⑤交通安全

- ・バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識または道路標示の設置
- ・バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止(違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、及び啓発活動等)

⑥心のバリアフリー

- ・移動等円滑化の促進に関する児童、生徒または学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業の開催、旅客施設等におけるバリアフリー教室の開催
- ・移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進または移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業

■コメント（抜粋）

①公共交通

- ・視覚障害者にとって移動の自由（手段）を保証するためには、公共交通におけるバリアフリーは重要
- ・多くの方がより自由に便利に安全に移動できることを実現するものだから
- ・音声案内機や電光掲示板などの設置を行い、障がいのある方への配慮が必要である
- ・視覚的なバリアフリー化の整備が必要
- ・公共交通機関は障がいのある方だけではなく、子どもや高齢者、初めて使用する方も多くいる為、改良していく必要性が高いと思う
- ・高齢の方でも移動しやすいようにバス、タクシー、JRの連携が必要

②道 路

- ・視覚障がい者にとって点字ブロックなどによって面的に施設と施設がつながることが大切
- ・道路で休憩できるようにベンチがたくさんあると良い
- ・歩いて移動するので安全性が高い方が良い
- ・人の移動においてまず基本的に使うものだから（まず安全であってほしいもの）
- ・点字ブロックの設置や歩道の拡幅、白線の整備が必要である
- ・重要な施設をつなぐ道路整備を進めることで街全体がバリアフリー化する
- ・区画線が消えていて危険。すぐに対応してほしい
- ・（歩道）横断歩道の無い所を渡る→マナーが悪い

③公 園

④建築物・駐車場

- どのトイレにも手すりがあると良い
- 目が不自由な人に点字案内が充実すると良い
- 様々な方が施設を利用しやすい方が良いと考える
- 利用する施設の近くに駐車場があると良い
- 緊急時の対応（ブザーなど）方法をわかりやすくしてほしい
- エレベーターが止まった等外部の状態が分からなくて不安があります

⑤交通安全

- 歩行者だけではなく、運転する人にも注意を促すことが必要
- 移動の“安全”が確保されるために必要不可欠であるから
- 視覚障がい者となって移動の自由、手段を確保するためには交通安全におけるバリアフリーは必要
- 一歩間違えると命に関係するため、交通安全関連は強化したほうが良い
- 目で見て（安全）行動するので表示が必要です
- 車イス等（高齢者）でバスに乗る時→予約が必要→低層や段差を低くするなどの配慮が必要

⑥心のバリアフリー

- バリアフリー化を推進するには、住民や若年層の理解を得ることが重要
- みんなが知識として知って、意識すればみんなにとって良いものが作られてそれが正しく維持されると思うから
- ハード整備が行き届いていないため、ソフトでのフォローが強く求められる
- より低年齢の時点からの意識づけが必要
- どんなに環境が整備されてもバリアフリーへの理解がなければ環境を十分に生かす事はできないと思う。⑥と同時に①～⑤を進めるべき
- 住民の方の協力が必要
- ハード面だけでは限界があると思う。整備はお金も時間もかかる。人材育成が最も効率的だと思う
- 障がい者の方々の気持ちをわかち合ってほしい
- （社会人を含む）高校生以上に対する啓発活動が少ない

3. バリアフリーまち歩き点検・意見交換会の様子

【まち歩き点検（令和6年5月27日）】

■鶴崎駅周辺調査風景



【意見交換会（令和6年5月27日）】



